

事 業 民 生 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 3 月 8 日 (木)

事 業 民 生 常 任 委 員 会

日 時 平成19年3月8日(木)午前10時00分開会 - 午後4時20分延会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 川端委員長、反保副委員長、奥野、中原、和田(勝)、田島
和田(博)議長

欠席委員 鳥谷部

傍聴議員 鍛冶、竹内、谷本、辻下、福田

出席理事者 石田町長、平助役、白井住民部長、岡本住民部副理事兼住民生活課長、
吉田住民部税務課長、谷下住民部保険年金課長、萬谷住民部住民生活課課長代理、
芦田福祉部長、古谷福祉部地域福祉課長、岸本福祉部高齢福祉課長、
大山福祉部子育て支援課長、串山保健センター所長、松永事業部長、
藏ヶ崎事業部理事、家永事業部事業課長、梶本事業部地域振興課長、
西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長、鶴岡事業部事業課参事、
伊吹事業部第二阪和等プロジェクト推進課参事、末原上下水道部長、
古橋上下水道部水道課長、木下上下水道部下水道課長、奥野深日保育所長、
波戸元住民部保険年金課主幹

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

川端委員長 皆さん、おはようございます。

本日はご多忙のところ、委員会に出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名、欠席委員は1名、鳥谷部委員が体調不良のため欠席です。

欠員は1名であります。

理事者におきましては、全員出席です。

定足数に達しておりますので、これより事業民生委員会を開催いたします。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議いただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

3月7日の本会議におきまして、事業民生委員会に付託を受けました議案23件について審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に、会議の進め方について、委員の皆さん、何かございますか。

(「委員長一任」の声あり)

川端委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、質疑についての理事者の答弁は、答弁者の所属部署と氏名を言うてからよろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 それでは、平成18年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件について説明させていただきます。

1ページをござんください。

歳入、国庫支出金、国庫補助金383万1,000円の増額補正で、これは医療制度改革に伴い、後期高齢者医療制度システム開発委託料に充当するものでございます。

府支出金、府補助金26万3,000円の増額補正で、これは老人医療助成費に充当するものでございます。

梶本事業部地域振興課長 委託金、林業水産業委託金としまして2万1,000円の増額をするも

のです。内容につきましては、建築物の敷地等における緑化を促進する制度の事務移譲に伴う必要な初期的経費の事務交付金でございます。交付額が確定しましたので、歳入額の補正を行うものでございます。

続きまして、諸収入、雑入としまして216万8,000円の増額をするものです。このうち地域活性化イベント町負担金返還金184万円の内容につきましては、18年6月8日の事業民生委員会協議会及び6月16日の全員協議会でご報告させていただきました岬マリン実行委員会の解散に伴い、実行委員会に支出しておりました地域活性化イベント町負担金を返還するものでございます。

大山福祉部子育て支援課長 雑入の32万8,000円の件ですけれども、行政区域外保育実施委託料としまして、32万8,000円を増額補正するものです。これは町外に住んでおられる方が岬町内で就労しているため、そのお子さんを町内の保育所に広域入所していることから、居住する市からの保育実施委託料として受け入れるものです。

木下上下水道部下水道課長 続きまして、受託事業収入、土木費、受託事業収入としまして、1億8,600万円の減額補正を行うものでございます。その財源内訳としまして、その他特定財源で1億8,060万円、一般財源で540万円の減額でございます。内容につきましては、受託事業別にご説明させていただきます。

下水道課分としまして、土砂災害情報相互通報システム受託事業収入600万円の減額補正を行うものです。減額理由としましては、平成18年度に大阪府の受託事業として実施予定でありましたインターネットによる土砂災害危険箇所等の地図情報提供システムの導入を平成19年度に実施するとしたことに伴い、減額するものです。

家永事業部事業課長 続きまして、事業課分でございます。

土砂採取跡地整備受託事業収入としまして、1億8,000万円の減額補正を行うものでございます。財源内訳としましては、その他特定財源で1億7,460万円、一般財源で540万円の減額でございます。理由としましては、平成18年度に大阪府の受託事業として予定していた土砂採取跡地整備事業のうち、道路整備が平成19年度以降に実施されることが確定したことに伴い、受託事業収入の減額を行うものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、合計1億7,971万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

川端委員長 続けて、歳出もお願いします。

谷下住民部保険年金課長 歳出、３ページをござんください。

歳出、民生費、社会福祉費４８５万円の増額補正で、これは国保システム改修事業に充当するものでございます。

岸本福祉部高齢福祉課長 続きまして、老人福祉費、介護保険特別会計繰出金の４１万円を減額補正するものでございます。補正理由としまして、介護保険システム改修事業費の決定に伴い、国庫補助金が確定したことにより、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

谷下住民部保険年金課長 老人医療助成費、老人医療助成費５２万６，０００円の増額補正で、これは１８年度決算見込みにおいて、医療助成費額に不足が生じるため増額補正するものでございます。

後期高齢者医療制度創設準備事業費１，６８０万円、これは平成２０年度から後期高齢者医療制度が広域連合において実施されることに伴い、広域連合から提供される賦課情報に基づき、保険料納入通知書の作成、保険料徴収、収納情報の管理、特別徴収対象者の判定、年金保険者に対する特別徴収依頼情報等広域連合に提供するための電算システム改修委託料として補正するものです。

大山福祉部子育て支援課長 児童福祉費、保育所人件費としまして、先ほど歳入で説明させていただきました雑入により受け入れました行政区域外保育実施委託料３２万８，０００円を一般財源から相殺しまして、財源更正をするものです。

続きまして、保育所運営費１１９万３，０００円は、行政区域外保育実施委託料としまして増額補正するものです。これは岬町内に住んでおられる方が、保護者の就労状況によりまして大阪市の保育所に広域入所していることから、大阪市への保育実施委託料を支払うものでございます。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 衛生費、清掃費、塵芥処理費、施設維持補修費３，１１６万９，０００円の減額であります。定期点検を年２回予定しておりましたが、後期定期点検で予定しておりました消耗品１，０１８万３，０００円、修繕料２，０９８万６，０００円の減額であります。これは岬町美化センター内のごみ焼却施設は建設より２０年が経過し、老朽化が進んでおりますが、昨年来より焼却能力が低下する状況が見られ、プラントメーカーにより焼却能力の低下の原因を調査し、また、その対策を１月末までに行っていたため、次回の定期点検整備を実施する時期が近づいているとともに、後期定期点検事業を延期し、４月に実施するため、本年度の所要額を減額するものでございます。

続きまして、ごみ処理施設運営費 4 5 0 万円の減額であります。理由は、岬町美化センター内のごみ焼却施設はダイオキシン対策のため、月曜日から木曜日まで 2 4 時間運転を実施しております。この運転体制は、職員 1 2 時間、夜間、運転委託業者による 1 2 時間の運転を実施していましたが、これは関係法令とも抵触する可能性があるため、今回、ごみ焼却施設の運転を職員 8 時間、委託業者 1 6 時間と見直しを実施し、時間外勤務の削減を図り、それに係る経費の抑制がされたため、予算の減額が生じたものであります。

4 ページをお願いいたします。

続きまして、リサイクル施設整備費 8 9 7 万 8 , 0 0 0 円の増額であります。内訳としまして、旧焼却場解体工事設計業務委託料としまして 3 7 4 万 9 , 0 0 0 円と、旧焼却場の解体工事の事前調査業務委託料としまして 5 2 2 万 9 , 0 0 0 円であります。内容としまして、本町美化センター内の旧ごみ焼却施設は、昭和 4 4 年に竣工し、昭和 6 1 年に稼働を停止して、現在放置した状態で現在まで置いております。放置中の施設は老朽化が著しく、煙突については破損の危機に瀕している状態であり、当該施設はダイオキシンなどの有害物質による汚染が推測され、それらの安全な解体のために、汚染状況の測定、その測定結果に基づく解体方法の決定及び解体設計を行います。また、今後のスケジュールとしまして、平成 1 9 年度中に解体工事に着手し、平成 2 0 年ではリサイクル施設の整備を予定しております。

続きまして、大阪湾広域臨海環境整備費 3 1 万 6 , 0 0 0 円の増額であります。これは大阪湾広域臨海環境整備費負担金であります。内容としましては、一般廃棄物の受け入れ、計画物量の増加に伴う整備費負担金 3 1 万 6 , 0 0 0 円であります。

続きまして、し尿処理費、し尿処理施設運営費 6 0 0 万の減額であります。理由は、岬町の美化センター内のごみ焼却施設の時間外の管理運営につきましては、ごみ・し尿業務に従事する職員によるローテーションを組み実施しているため、今回、岬町美化センター内のごみ焼却施設の運営を職員 8 時間、委託業者 1 6 時間と見直しを実施し、時間外勤務の削減を図り、それに伴う経費の抑制が図られたため、予算の減額が生じました。

梶本事業部地域振興課長 農林水産業費、林業総務費としまして 2 万 1 , 0 0 0 円の増額をするものです。内容につきましては、歳入でご説明しました建築物の敷地等における緑化を促進する制度の事務移譲に伴い、事務を開始するに当たって、必要な消耗品を購入するためのものです。

家永事業部事業課長 続きまして、8 土木費でございますが、歳入でご説明させていただきました

ように、土砂採取跡地整備事業費の確定に伴い、関連経費の補正を行うものでございます。

土木総務人件費につきましては、事務費 7 9 万 3 , 0 0 0 円を一般財源からその他特定財源へ財源更正を行うものでございます。また、土砂採取跡地整備事業としまして、1 億 7 , 5 3 9 万 3 , 0 0 0 円の減額補正を行うものでございます。内訳としましては、土砂採取跡地整備のうち、道路整備に係る工事請負費 1 億 7 , 4 9 5 万円、また、備品購入費 4 4 万 3 , 0 0 0 円をそれぞれ減額補正するものでございます。

木下上下水道部下水道課長 続きまして、河川費、河川水路維持費の土砂災害情報整備事業としまして、相互通報システム整備業務委託料 6 0 0 万円の減額補正を行うものでございます。減額理由としましては、先ほど歳入でご説明しましたように、平成 1 8 年度に大阪府の受託事業として実施予定でありましたインターネットによる土砂災害危険箇所等の地図情報提供システムの導入を平成 1 9 年度に実施するとしたことに伴い、減額するものです。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 続きまして、5 ページをごらんください。

都市計画費、都市計画総務費、第二阪和国道建設促進費ですが、補正前予算額 2 0 6 万 6 , 0 0 0 円から第二阪和国道沿線地域整備等調査委託料 1 8 8 万円を減額するものでございます。第二阪和国道沿線地域整備等調査委託につきましては、町と沿線自治区との間で締結した第二阪和国道延伸に伴う沿線地域整備に係る協定書、措置方針に関する協議を進めるための資料として概略設計を実施する予定でありましたが、概略設計実施の前提となる関係自治区との協議が整わなかったことから、減額補正を行うものでございます。

木下上下水道部下水道課長 続きまして、下水道事業特別会計繰出金としまして 8 万 3 , 0 0 0 円の増額補正を行うものでございます。増額理由としましては、流域下水道事業負担金の増額によるもので、南部処理場の汚泥脱水処理施設整備工事の年度割合の変更に伴うものでございます。

以上、当委員会付託分としまして、合計 1 億 9 , 2 5 8 万 5 , 0 0 0 円の減額補正を行うものでございます。

谷下住民部保険年金課長 繰越明許費、民生費、社会福祉費、後期高齢者医療制度システム開発事業 1 , 6 8 0 万円を翌年度に繰り越して執行するもので、先ほど歳出で説明させていただきました内容であります。これについては厚生労働省において高齢者医療制度に対応するための概要が提示されていますが、今回提示されたシステム仕様の概要は、現時点での想定される範囲を示されたもので、後期高齢者医療制度は今後の検討によって確定される部分が多く、今後、国からの通知内容にあわせてシステム変更となる可能性もあることが

ら、繰越明許費を設定するものでございます。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 衛生費、清掃費、リサイクル施設整備事業、金額が８９７万８，０００円。これは平成１９年度中に解体工事を実施するためには、事前に汚染測定、これに伴う実施設計が必要となっております。解体工事を確保するためには、平成１８年度、補正予算化し、繰り越し手続を行うためのものであります。

梶本事業部地域振興課長 商工費、地域交流センター整備事業２，１００万円を繰り越しするものです。内容としまして、地域交流センター整備工事が計画の前倒しにより、１２月議会で補正予算の承認をいただき、７日の議会で請負契約締結の議決を賜りましたので、１８年度事業分の繰り越しをするものでございます。

川端委員長 ありがとうございます。

そしたら、ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 そしたら、歳入の部分も歳出も重複するので、歳出の方でお聞きしたいと思います。

歳出の３ページの保育所運営費の部分で、説明求めませんが、最前説明していただいたんやけども、どうもちょっと理解できないので。行政区域外の保育実施委託料ですね、この部分について、まず事業内容等、詳細にちょっと説明していただきたいと思います。

川端委員長 それ１点でよろしいですか。

田島委員 いや、まだ２点ある。続けて行こうか。

川端委員長 どうぞ言うてください。

田島委員 そしたら、５ページの繰越明許費の説明の中で、衛生費で清掃費のリサイクル施設整備事業、これは当然、旧焼却場の解体に向けての設計委託から、いろんな調査と思うんですけども。これについて、この繰越明許費の運用ちゅうんは会計年度の独立性の原則から言うたら、緊急性とか突発性とかそういうのがあったのか、ないと思うんやけどな。繰越明許費として繰り越す場合の理由として、８９７万８，０００円をどうしても年度内に使わなあかんのやけども、いろんな事情あって翌年度に繰り越す。これは理由があったらいいんやけど、焼却場の場合は、あれは江戸時代じゃなしに、かなり古いんちがうん。これ、もう既に解体しとかなあかんやつ、今緊急性が生じたんかな。それについても説明してほしいんと、そして結局、今すぐにせなあかん事業やけども、財政逼迫しているときに、優先的にこれやるちゅうの、これどうも繰越明許費の性格から言うたらちょっとおかしいんちがうんかなという、その部分まず説明してもうてから、その後、また順序立てて、白井部長に答弁してもらおうかな。まず、２点だけ。

川端委員長 田島委員、2点やね。そしたら、答弁の方をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 保育所運営費の行政区域外保育実施につきましては、岬町内に住居する方が、今回、大阪市の住吉乳児保育所に2歳の方を広域入所していることでございますけども、岬町内の時間に間に合わないの、大阪市まで行きますと間に合いませんので、それで大阪市の広域入所を実施している保育所の許可を得まして、入所している実態でございます。

田島委員 ちょっと理解しにくいんやけどね。岬町の住所、住居ある方が、勤務の都合で町外の方に勤めているんやな。

大山福祉部子育て支援課長 はい、そうです。

田島委員 それで、そのお子さんを広域、そういう保育しているその地で見てもらうわけやな。そのためにそういうお金が要ると解したらええんやな。

大山福祉部子育て支援課長 はい。この委託料の件なんですけども、受け入れと出しとが、ちょっと金額かなり差があります。これは、保育所の所在する地域区分、保育所の施設の定員区分、保育所の長がいるかないかという区分、入所児童の年齢区分によりまして金額が変わってきております。特に大阪市内ですので、岬町と比べましてかなり高いところもございますし、年齢が2歳というところになりますので、1歳・2歳児が9万5,990円という1カ月の保育単価となっております。

田島委員 どうも理解できん事業やな。わざわざ高いとこへよ。全員が皆そういうことをしてもたらどうしますんや。本当に義務的な事業かな、これ、やらざるを得んちゅう。大山君、どうしてもやらないかん義務的事业かな、これは。どこの自治体もやってること、これ。おかしいで、これ。

大山福祉部子育て支援課長 児童福祉法の改正によりまして、保育の実施に関する地方公共団体の連絡調整の義務が法律に規定されましたことにかんがみまして、保育に欠ける児童を居住地の市町村以外の市町村にある保育所に入所させることに関する需要が見込まれる市町村は、こうした需要に的確に対応できるように、あらかじめ関係市町村との間で十分に連絡調整を図り、広域入所の体制整備に努めなさいということがございます。

田島委員 まだまだバツティングせん。それは法律でそうしなさいという配慮があるけども、岬町としたら、どうしてもせんなん義務的な事業かちゅうことを聞いているわけや。他の自治体もそういう例があるんかちゅうことを羅列してほしいわけよ。この2点、ちょっともう1回説明して。

大山福祉部子育て支援課長 児童福祉法第24条におきまして、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、適切な保護をしなければならないという事項がございますので、それにのっとって実施っております。

田島委員 あと、他の類似自治体があるんかちゅうこと。

大山福祉部子育て支援課長 はい、ございます。泉佐野市から受け入れておりますので。雑入の歳入の面で32万8,000円受けておりますのは、泉佐野市に居住される方を受け入れておりますので、泉佐野市もやっております。

田島委員 そこだけ、府下で。

大山福祉部子育て支援課長 全部やっております。

川端委員長 岬町については、必要性に応じて、今言われた泉佐野市から1人受け入れて、大阪市の方に1人受け入れてもらっているという状況なんですけども。金額が、年齢も違うんやろけども、受け入れてる、入ってきてるのが、ここの雑入で、1ページに載っている32万8,000円で、払っている金額が、幾らでした、金額はちょっと大分違うというところだね。

田島委員 119万3,000円、一般財源使うてるわけやな。

川端委員長 その辺で、もう少し制度的なことというんか、部長の方から。

芦田福祉部長 まず、基本的な前提として、この広域的に保育を受け入れる、あるいはこちらから相手の市町村に依頼をするということ、これは、先ほどの児童福祉法に定められておりますし、それについて、関係市町村が協力し合って、そういう広域的な受け入れをなさいたいということになっています。具体的には、当該市町村、岬町と大阪市あるいは岬町と泉佐野市と協議をしまして、そこで協議が成立した場合に、そしたら相互に受け入れをしましょうかということで実施をするというシステムになっています。

問題は、先ほど委員長の方からも言われましたように、単価差がどうしても発生してくるということなんですけども、これは当然、岬町で実際にかかった費用といいますか、実際にかかった費用というよりも保育単価、保育単価が、例えば岬町と大阪市とじゃ全然違うと。逆に言いますと、岬町が高くて、低いところと協議が成立してやるという場合も当然出てくる。そういうことがあります。担当としても、非常に矛盾を感じることもあるんですけれども、基本的には子育て支援ということで、そういう形で事情があって、地元のところの保育所に行かざるを得ないということについては、やっぱり子育て支援の観点から、積極的に対応していかざるを得ないのかなというふうに考えております。

田島委員 法第24条では、居住する付近にはそういう保育所がない場合やしな。あるでしょう、岬町には。ない場合じゃないでしょう。岬町にあるんやから。なぜそういう事業をいつまでも続けるんかなということを僕は個人的に思ってるわけですからな。

芦田福祉部長 1つはですね、岬町の場合、7時まで保育を実施しております。遠方の方に通勤をされている方で、7時までに帰ってこれない場合、岬町の保育所に預けられないんですよ。それを解消するためには、やっぱり職場の近くの保育所で預かってもらって、そうすると、大阪市も多分7時までだと思いますけども、それまでに子供を引き取りにこれるという、そういうメリットがあるわけです。そこら辺のことを考慮しますと、岬町で受け入れられない、でも保育が必要であるという場合については、この広域保育を利用するという、そういうシステムになっております。

田島委員 もうこれ以上結構です。またしばらく様子見ます。もう結構です。

川端委員長 そしたら、あともう1点の方ね。

田島委員 あと、繰越明許費の分。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 ご指名ですので、私の方からお答えさせていただきます。

今回、繰越明許費で、リサイクル施設整備費として897万8,000円を繰り越しをお願いするもんなんですけど、まず事業の内容といたしまして、今説明させていただきましたとおり、まず旧焼却場の解体をしたい。そして、その解体いたしました用地の上にリサイクル施設という建物を建てたいと思います。そういう事業でございます。

まず、なぜ今の旧焼却場を緊急に解体しなければならないかということなんですけども、この施設、説明ありましたとおり、44年に建築しております。ということは、もう三十五、六年たっているということもありまして、実際、現地で見られた方も多いと思うんですけど、煙突、高さ40メートルございまして、その上部は大きな穴があいている状況でございまして、そして、その煙突の大部分についても腐食が始まっている状況がありまして、倒壊のおそれがございます。そういうこともありまして、緊急に、この煙突、そして煙突を含む焼却施設を解体したいということで、大阪府とも十分関係課と調整させていただいたわけなんですけども。

なかなか解体費だけの国庫補助制度とか、起債制度とかございませんので、それらをどういう形で厳しい財政の中で財源確保をしていくかという問題がございました。それで、担当の方といたしまして、いろいろ考えました結果といたしましては、解体した後の用地

をリサイクル施設として使うことによって、その解体費も含めた形で起債の方が適用され、そして、その起債が適用された残りの残額については、地方交付税の特別交付税というのがございますので、そちらの方で措置されるという形で、厳しい中におきましても、財源を一定の額が確保できるということもありまして、事業に踏み切りたいということでございます。

そしたら、なぜ繰越明許費かということなんですけども、緊急性についてはご理解願えたと思うわけなんですけども。今、ごみ焼却場といいますのはダイオキシンの問題がございいます。ダイオキシンを、まず解体するに当たっては、どういう汚染状況になっているのかということを調べる必要がございいます。それには、約20カ所の建物と周辺の土壌とにダイオキシンの汚染の状況、そして、あと一部に、スレートも使われておりますので、アスベストの調査とか、あと電気施設もありますのでPCBの調査とか、それらの施設を総合的に、まず事前に調査いたしまして、そして、その期間については約3カ月か4カ月ぐらいかかるということでございます。

特にダイオキシンの問題につきましては、汚染濃度によりまして、今後、解体の方法が変わります。汚染濃度が低い場合でしたら通常の解体ができるわけなんですけども、今、高い濃度が出ますと、密閉して、そしてその中で解体工事を行わなければならないという形で、汚染の測定結果によりまして、今後の解体の方法が決まると。その設計費用も約4カ月ぐらいかかると。その後に解体工事となりますと、1年でできるような状況でないということもありまして、今回、3月の補正予算をお願いいたしまして、繰り越し手続きをして、できるだけ工期を確保したいということもございまして、今回繰越明許費をお願いしたわけでございます。

以上でございます。

田島委員 今の説明で、やらないかんちゅうこと、十分わかってます。しかし、簡単に言えばね、親の借金、何で子が今払わないかんのやと。そうでしょう。昭和44年、35、6年前のものやしな、あれは。もう既にやっとなあかんやつやしな。現在の焼却場、建設当時に要らんもんでしょう。そのときに建設の予算に計上しといたらよかった。これも解体すると。亡くなった親に、そんなもん請求もできへんわけやな、今。そしたら、我々が、これやらないかんわけや、今。緊急性あるちゅうのは、わしも知ってるねん。煙突も穴あいてな、危ないなちゅうこと知ってます。ダイオキシンとか、いろんな法のきつい規制がかかる前につぶしときゃあよかったもんですわな、これ。規制、規制、がんじがらめになって、

つぶさなあかんようになって、我々がこれつぶさんねんや。まあ言うたら、親の負をいた
だくんやけども、こんなばかな話あれへんわな。当時としたら、当然、その方がやっとい
ていただかなあかんのです。今さら、こんな。

きのう、本会議場でも、やっぱり大阪府の基準が何か知らんけど、科目は別やで。それ
でも4歳児を3歳児にぼんとやって切り捨てると。そういう大事なもんをどんどん切り捨
てて、そして、こういう難儀なもんは早せなあかと。どうも住民からしたら、おかしい
ことばかりしてるなと。しかし、白井さんには責任ないで。あんた、今の方やから。そ
やから、これもせないかんわけですわ、ぶっちゃけてね。そやから、僕、繰越明許費の運
用について、これはおかしいなと思たんやけども、今言うたとおり、緊急性がある。こん
なもん長いこととんざしてたやつを緊急性あるちゅうふうに言われへんはずですわ。

そやから、ダイオキシンの問題があるんで、緊急にせないかんちゅうことで、この明許
費の運用については僕は間違いないと解せない仕方ないわな。

これ、国からのリサイクル施設として運用するんであれば、国からの何がしのあれがつ
くちゅうことはわかったんやけども。ついてどうですか、もしこの事業、827万円繰り
越して、そして事業をすれば、そういうリサイクル施設の事業をした場合、一般財源はい
かほど要りますか。

白井住民部長 工事の関係なんですけども、ちょっと私ももう少し詳しく説明すればいいんですが、
今、ごみ焼却場が稼働しておりまして、旧焼却場を解体していないのは、実は大阪府下で
岬町だけという状況になりまして、緊急に解体することになったわけなんですけども。財
源内訳につきましては、起債と特別交付税をもって活用したいということなんです。国の
方で定めております循環型社会形成推進交付金という制度があるわけなんですけども、こ
れは広域で循環型社会に対する事業を行う場合に交付金が出るわけなんですけれども。こ
れは先ほど、交付要件につきましては、人口5万以上と、面積では400平方キロという
形になりまして、岬町単独では、幾ら循環型社会に向けた施設を建設しようとしても、補
助対象にならないという状況でございまして、町単独で行うには、現行の起債制度と特別
交付税制度を活用するしかないという状況でございます。

現在、汚染の調査費と設計費で897万8,000円なんですけども、先ほど言いましたよ
うに、汚染濃度によりまして解体費用が確定してまいりますので、現在のところ、数千万
円になるのか、それ以上になるのかということについては、今のところ、ちょっと申し上げ
ることはできない。結果によりまして、今回、19年度になりましたら、補正予算のと

きに詳細にご説明申し上げたいなと考えているところでございます。

その後、解体が終わりましたら、その用地にリサイクル施設として、ごみの分別関係で、今、ペットボトルについては回収いたしまして、圧縮・梱包いたしておりますけども、あと、空き缶、空き瓶についてもリサイクル法に基づく分別を行いたい。そして、課題となっておりますプラスチック類につきましても、早く回収いたしまして、そして分別収集して、できるだけ焼却場で燃やすごみを減らしたい。そして、今の現行の焼却の施設を延命化を図りたいということで考えておりまして、トータルで、できるだけ今の経費を削減したいという考え方でございます。この事業にかかわります一般財源については、またもう少しお時間いただきたいなと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

田島委員 申しわけないですな、僕ばかりで。

結局、国からの補助については5万人以上かな。その分、そしたらうちの場合も広域でやんな仕方ないと、事業するんであればな。そしたら、それも1つクリアしていかなん問題もあるわな。起債起こすには、金額が僕らも心配になるわけや。やっぱり限度額等もあるんやけども、どの程度の起債の額を予測しているんかな。

川端委員長 答弁お願いします。

白井住民部長 事業費につきましては、起債を活用する予定ですが、起債につきましては、適債事業費の約70%から75%程度が標準かなと考えておりますので、1億かかりますと、7,500万円の起債を発行する。残りの2,500万円につきましては、特別交付税のダイオキシン対策として、その経費を算入していただくと、そういう形で手続を行いたいと考えております。今回、繰越明許費でお願いします897万8,000円につきましても、これ、19年度の特別交付税の対象になるよう、大阪府の方とも調整してまいりたいと考えております。

以上ですけど。

田島委員 わかりました。こんなもんとめるべきもと違うわな。やっぱり親の残したもん、子がやっぱり清算するんは義務があるからな。こんなもん幾ら言うたって、その人、弁償してくれへんわな。やるべきことやってくれてないから。そのかわり、きのうは一部返還せえ言うちやるからな。それも次の補正でいただけるんかわかんけども、これ以上もう結構ですわ。僕としては早いことやってほしいという気持ちがありますので。結構です。

川端委員長 そしたら、ほかの委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

和田（勝）委員 本会議で、大綱質問でされた方の件ですけど、後期高齢者医療制度の創設、これ

について、私もちょっとまだわかりにくいんで、もう一度、例えば、これが発足してなった場合、70歳以上、私も70歳で入っていくんかと思うんですけど。これの点について、もう一度詳しい説明しといてほしいんやけど。システムとしたら大きくなるから安なるちゃうんか、得になるちゃうんか。

川端委員長 和田委員、後期高齢者制度ですね。

谷下住民部保険年金課長 後期高齢者につきましては、75歳以上が対象になります。それで、大阪府43団体あるんですけども、これが保険料等が、一律1割の保険料を課して、保健事業運営をやっていくというようなものでございまして、その中で、今回、そのシステムということで補正を上げておるんですけども、情報交換をどうしてもやっていかなければならないと。これをもとにして、例えば自治体から送られる情報をもとにして、75歳、対象の方に対して保険料を賦課していくというようなこともありますので、今回の補正になったということでございます。

以上です。

和田（勝）委員 43団体というあれでいきますと、これの事務上いうんかな、老人医療の手帳とか、そんなんは各市町村でやっていくんかな。

谷下住民部保険年金課長 基本的には一律で、一律といいますか、内容的には同じなんですけども、あくまでも連合会の方では、要するに保険料は幾らですよという形で通知が来ます。それにおいて各自治体で納付書を発行しまして、保険料をいただくと。それと同時に、保険証につきましては、岬町におきましては、カードではなしに連立した保険証になっているんですけども、多分連合会から発給される保険証につきましては、個人個人のカードになるんじゃないかと。これにつきましても、具体的に、まだ現在ですけども、そういう内容についての通知がございませんので、そうなると言い切れるものではないんですけども、多分そういうふうに持っていかなざるを得ないかなということを情報として聞き及んでおります。

以上です。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

そしたら、他の委員の皆さん。

中原委員 資料の5ページですけれども、第二阪和国道の建設促進費ということで、先ほどの説明の中身をもう少し詳しくお示しいただきたいと思うんですけども。先ほどのお話では、自治区との協議が進まなかったのが減額ということでしたけれども、自治区との協議に当

たって、どのような準備をする予定であったのか、そのあたりをお示しいただけますでしょうか。

川端委員長 中原委員、1点でよろしいですか。

中原委員 はい。

川端委員長 そしたら答弁をお願いします。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 この業務の内容でございますが、沿線地区との間で締結をいたしました協定書、措置方針につきましては、沿線地域の整備についての幾つかの項目が記載されております。そのうち展望施設と高架下の整備について、関係自治区と協議を進めるための資料として、概略設計を委託する予定であったものでございます。

なお、自治区との協議につきましては、第二阪和国道建設促進委員会におきましてもご報告をさせていただいておりますが、昨年12月に淡輪16区、19区に対して説明会を開催いたしまして、措置方針等に対する町の検討結果を示させていただく場を設けさせていただいたところでございます。しかしながら、当日の説明会では説明を聞いてもらえなかったところでございます。

その後、16区の役員の方には町の考え方の説明をさせていただき、19区につきましては、引き続き区長を通じまして説明を聞いていただける場を設けていただけるよう、何度か伺わさせていただいております。その後、19区の区長からは新旧役員を交えて、町側の説明を聞く旨の連絡をいただいております。近々説明の場を設けていただける見込みでございます。

その中で、町の方針を示させていただいて、一定自治区との間での方針が固まれば、再度この展望施設、高架下の整備につきましての概略設計等を行わさせていただいて、詳細を詰めていきたいと考えております。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん。

奥野委員 済みません。2点お願いいたします。

先ほどご説明いただいた委員会資料の3ページのごみ処理施設運営費の中で、時間を12時間を8時間に減らして、逆に委託業者に4時間ふやしたという説明をいただきましたが、それで嘱託職員の賃金は減っているわけですけど、逆に委託業者に対しての増額と

というのはどうなっているのかという１点と、先ほど、田島委員からのリサイクル施設整備費の関連でございますけれども、今回の事前調査をするにつけて、ダイオキシン、アスベスト、ＰＣＢの数値が低いということを願うわけですけれども、その辺の数値を出すにつけて、いつごろ調査にかかれるのか、どれぐらいかかるのか。それと、出たデータはガラス張りで提出していただきたいということを含めて、２点お願いいたします。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 まず、第１点目につきましてお答えいたします。

今回の見直しに伴って、夜間委託業者についての委託料についてはどうかという質問に関しまして、今年度より、この夜間委託業務につきまして３カ年の入札を行いまして、現時点におきまして、３カ年においても、１７年度の予算額よりも下回っております。現状よりも１万３，０００円ほど下回った金額で入札等を行って、契約等を行っております。増額とはなっておりません。

２点目につきまして説明させていただきます。

リサイクル施設の調査についてということですが、この調査に関しましては、約３カ月から４カ月かかりまして、その内容としましては、濃度、ナノグラムというんですけれども、１億分の１のナノグラムの濃度に応じて、第一、第二、第三という測定がありまして、それには約３カ月ないし４カ月かかり、それが測定によっては、先ほどのとおり、設計方法が変わると。その資料を委託し、それが出てきましたら、原課において、その資料について、もって設計業務を行いますので、説明等も差し上げたいと考えております。

以上です。

奥野委員 済みません。もう一度、ちょっと確認したいと思います。

先ほど、委託業者には３年間の契約というお話が、今ご答弁いただきましたけども、実際１２時間が１６時間という時間が延長されているにつけて、契約内容が１２時間という契約になっているということだと思っておりますけれども、その辺は契約を変更はしなくてもいいのかどうか、もう一度確認したいのと、もう１点、調査の時期、いつから入るのかをご答弁いただいてないので、お願いいたします。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 先ほど言いました入札につきましては、当初の仕様書の段階におきまして、この時間を１２時間から、業者の方、１６時間において入札を行うよう、仕様要綱で明示し、体制もそのような体制を組むような仕様要綱を組んでおります。

2点目の汚染状況の事前調査ということに関しましては、予算が成立後において、3月の下旬ないしにしたいと考えております。

白井住民部長 ちょっと私の方から補足説明させていただきたいと思います。

ごみ焼却場の運営につきましては、嘱託職員が8時間、そして委託業者に16時間お願いするわけなんですけども、16時間につきましては、今回、3年間の長期継続契約という形で、委託料の設計の中身につきましては、16時間の稼働に必要な人員等に基づきまして積算いたしております。ただ、競争入札を行った結果、今、担当が申し上げたとおり、金額については、12時間のときに委託していた金額、17年度でしたら、約1,633万でしたものが、今回、16時間に延長したにもかかわらず、競争原理が働いたかなと思うわけなんですけども、1,631万8,000円という形で、逆に下がってしまったという状況でございます。

それと、もう1点のダイオキシンの調査の時期なんですけども、これ、ダイオキシン調査、すべての業者ができるわけではございませんでして、厚生労働省が指定する専門の機関というのが告示されております。その業者の中から選択いたしまして、競争入札になるのかなと考えておりまして、予算が確定する。議決いただきましたら、すぐに着手したいと考えているところでございます。

以上ですけど。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

みんな、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 そしたら、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。

川端委員長 反対討論からどうぞ。

中原委員 今回の補正予算については、いたし方ないと思われる面も多々ありますし、住民生活を考えた場合に必要だと判断されるものも含まれておりますけれども、1点、先ほども話に出ておりました後期高齢者の医療制度の予算化が含まれているという点で反対いたしたいと思います。

後期高齢者の問題につきましては、12月の議会のときに、私も質問をたくさんさせて

いただきまして、お答えもいろいろいただきましたので、今後もこれから後の議案についても同じ立場で、後期高齢者医療制度の予算化を含むということで、反対する立場をとる案件が幾つか出てきますけれども、質疑は割愛したいなと思っております。

後期高齢者の問題については、具体化はこれからですけれども、高齢者の負担を一層重くする可能性は否定できないということと、高齢者を、その結果、医療から遠ざけるといふ、そういう事態を招きかねないという危惧がありますので、かねてから反対しているものであります。

以上です。

川端委員長 賛成討論はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 あとまた、反対討論はないですか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第1号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第1号のうち、事業民生委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開予定は11時10分です。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時10分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

議案第3号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

谷下住民部保険年金課長 それでは、6ページをご参照ください。

平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件について、ご説明させていただきます。

歳入、国庫支出金、国庫補助金250万円の増額補正するもので、これは医療制度改革に伴い、平成20年4月から実施される後期高齢者医療制度の創設を初め医療制度の見直しが予定されており、これに伴う国保システムの改修に充当する補助金でございます。

繰入金、一般会計繰入金485万円の増額補正するもので、先ほどと同じく、国保システム改修に充当する一般会計からの繰入金です。

繰越金、繰越金9,848万3,000円の増額補正するもので、これは今般の補正予算に必要な財源は、国庫補助金などの特定財源を除き、すべて前年度繰越金で賄うものがあります。また、補正予算に必要な財源として充当し、充当し切れない繰越金につきましては、国保財政安定基金に積み立てを行います。

続きまして、歳出、7ページ、8ページをご参照ください。

歳出、総務費、一般管理費735万円の増額補正するもので、これは歳入においてご説明いたしました医療制度改革に伴い、高額医療及び高額介護合算療養制度の発足や保険料を年金から特別徴収する制度の導入などに対応するためのシステム改修でございます。

保険給付費、審査支払手数料1万9,000円の増額補正するもので、18年度決算見込みにおいて、予算額に不足が生じるため、増額補正するものでございます。

葬祭費、葬祭費40万円の増額補正するもので、18年度決算見込みにおいて、予算額に不足が生じるため増額補正するものです。

精神・結核医療給付費、精神・結核医療給付費27万5,000円の増額補正するもので、18年度決算見込みにおいて予算額に不足が生じるため、増額補正するものです。

老人保健拠出金、老人保健医療費拠出金477万6,000円の増額補正するもので、この老人保健拠出金は、前々年度における老人医療費の確定を本年度の概算拠出金と精算する制度となっており、今回のこの精算に伴い、老人保健拠出金に不足が生じるため、補正するものです。

8ページをご参照ください。

基金積立金、財政安定基金積立金2,045万2,000円の増額補正するもので、これは本補正予算に必要な財源は、国庫補助金など特定財源を除き、その所要額に前年度繰越金を充当し、充当した後に残額を国保財政安定基金に積み立てるものです。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金 7,256 万 1,000 円の増額補正するもので、これは市町村間の不均衡を調整するために設けられました普通調整交付金のうち、平成 14 年度及び 15 年度の普通調整交付金が過大に交付されていることが判明したため、今回過大に交付された普通調整交付金を返還するものでございます。

続きまして、繰越明許費、総務費、総務管理費、国保システム改修事業 735 万円を翌年度に繰り越して行うもので、先ほど歳出で説明させていただきました内容であります、これにつきましては、厚生労働省において、高齢者医療制度に対応するための概要が提示されておりますが、今回提示されたシステム仕様の概要は、現時点で想定される範囲を示されたもので、今後の検討によって確定する部分が多く、今後、国からの通知内容に合わせてシステム変更となる可能性もあることから、繰越明許費を設定するものでございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

和田（勝）委員 7 ページの葬祭費、説明あったが、葬祭費というのは、一体何のあれになるんかということと、精神・結核医療給付金、精神というのはどういう意味の結核になるんか。ちょっとその 2 点だけ。

川端委員長 2 点について、答弁をお願いします。

波戸元住民部保険年金課主幹 まず、1 点目の葬祭費なんですけれども、国保被保険者の方が死亡された場合、その死亡をとり行った、葬祭をとり行った方に 2 万円を支給しております。なお、当初予算で 160 名を予定しておりましたけれども、3 月末までの見込みが約 180 名程度になると見込まれることから、残りの 20 名分、40 万円を今回補正させていただいたものでございます。

次の精神・結核医療給付金なんですけれども、精神の方で、自立支援法によりまして、精神通院医療をされている方の医療費につきましては、今までは医療費のかかった 100 のうち 95 の分を公費、残りの 5 % を国保の精神・結核医療給付金として給付しておりましたけれども、昨年の法の改正によりまして、1 割負担となったものでございまして、その 1 割負担のうち、各精神の通院医療を受けられている方の所得に応じまして、限度額が設けられまして、1 割と限度額との差を精神・結核医療給付金から支出しているものでございまして、総合精神失調とか、そのようなことで、保健所の方から医療証を発行された方が対象となっております。

以上です。

川端委員長 和田委員、もうよろしいですか。

中原委員 7ページの総務費のところの国保システム改修委託料のところの説明で、何点が説明されておりましたけれども、年金からの特別徴収システムに係る改変のためのお金もここへ入っておるといような説明だったと思うんですけれども、ちょっとお聞かせいただきたいのが、その説明でありますと、これまで年金からの特別徴収がされてない方が、新たに年金からの特別徴収の対象となるという方が出るといことなのか、ちょっとそこらあたり説明いただけたらと思います。

川端委員長 中原委員、1点でよろしいね。答弁。

波戸元住民部保険年金課主幹 現在、年金の方から天引きをされておりますのが、介護保険料の保険料が年金の方から天引きされておるんですけれども、20年4月から、65歳以上の方で年金を支給されている方につきましては、介護保険料、それから後期高齢者医療に係る保険料、それとあわせて、65歳以上の国保の被保険者については、年金の方から天引き、特別徴収を行うというように改正が行われまして、この3つの保険料を年金の方から特別徴収すると。それに伴う国保システムの改修の費用でございます。

中原委員 恐れ入りますが、もう一度、現在から後、もう一度、ちょっとゆっくり目に言うてもらえませんか。介護保険料と。

川端委員長 もう一回。

白井住民部長 20年の4月からどのような形で年金から差し引かれるのかということをもう一度説明させていただきたいと思います。

現在、国民健康保険料はすべて天引きされております。20年度から、65歳以上につきましては年金の方から天引きさせていただきます。そして、75歳になりますと、国民健康保険から脱退いたしまして、後期高齢の方に入りますので、75歳からは後期高齢の保険料をいただきます。介護保険については、引き続き年金の方から天引きされております。そのような形で年金から天引きいたしまして、できるだけ徴収漏れがないような形で進めると、そういうような制度改正が行われておるところでございます。

以上ですけれども。

川端委員長 中原委員、わかりましたか。

ちょっと、私の方、確認させてほしいんですけども、今現在、年金もらっている方は、65歳以上の方で、今現在やったら介護保険料だけ年金から引かれてますね。それが20

年４月からは、６５歳以上の方は介護保険と国民健康保険料が引かれ、７５歳以上の方は介護保険と後期高齢者の保険料が引かれるということですね。６５歳以上の人は介護保険と国民健康保険、７５歳以上の人は国民健康保険でなくて後期。

中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい、結構です。

奥野委員 済みません。１点だけ確認させてください。

８ページの償還金ですけれども、先ほどの説明では、交付金でございますけれども、過大に交付されたという説明でございましたが、交付金というのは町からの当然申請があつてのものだと思いますけれども、きのうの説明でもあったかと思うんですが、近隣でも同じような数値が出たという説明があったと思いますけれども、その辺のもう少し説明と、１６、１７年度は返さなくていいのか、その辺の２点。金額が大変大きな金額になっていきますので、お願いいたします。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 今回、平成１４年度、１５年に交付されました普通調整交付金が過大に算定されて、それに基づきまして過大交付という形で、今回お返しするものでございます。まず、調整交付金、これは財源調整ということになりまして、国民健康保険の財源構成を申し上げますと、約半分が保険料でいただきまして、残りの半分は国と府で公費負担となっております。この公費負担のうち、４３％が国、そして７％が府となっております、国の４３％のうち９％が調整交付金という形で、その各団体の中身とか財政に応じた形で交付される制度でございます。

その１４年の算定の中で、この調整交付金では保険料で賄うべく経費が対象となりますので、その中で老人保健医療費の拠出金というのがございます。その算定する基礎数値を報告するときに過大に報告したものでございまして、それが１４年でございます。１５年は前年度の概算数値をもとにして算定されるということになりますので、１回誤った数値が報告されますと、２カ年影響すると、そういう状況でございまして、真に誤った数値を報告したのは１４年度だけでございます。あと、１６年度、１７年度につきましては、本来の正しいという言い方は悪いんですけれども、正確な算定になっておりまして、１４年度が過大な数値を報告したという状況でございます。

なぜ１４年度にこういう形になってしまったのかということなんですけれども、ちょうど平成１４年に老人医療制度が抜本的に改正されました。対象者が７０歳から７５歳に引

き上げられたこととか、そしてまた、全体に岬町は老人医療費の医療費が高いということもありまして、過大な数字を報告したといたしましても、担当者として、そんなに間違った数字ではないという形の認識に近かったのかなということもありまして、そういうことが、今回返還を招くことになった要因かなと考えているところでございます。そして、これにつきましては、国の会計検査院の方からの指摘によりまして再調査が行われまして、そして、こういう形になったわけなんですけれども。

府下の状況なんですけれども、現在、こういう再調査によりまして返還が対象となっている団体というのは3団体ございまして、そのうち1団体が岬町でございます。あと近隣の熊取、田尻町、たまたま南部の3団体がこういう補助金の交付が過大になったという状況でございます。これにつきましても、今後、こういうことがないように適正な事務処理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

和田（勝）委員 確認だけ、後期高齢の。75歳になって、子供の扶養家族に入ったら要らと思うやけど、これはどないなるのかな。

白井住民部長 75歳になりますと、今までの制度でしたら、おっしゃってますとおり、例えばサラリーマンの息子さんの扶養になっているとか、そういう形で扶養者になっていたわけなんですけれども、今回、20年の4月から、75歳に達しますと、無条件で全員が後期高齢の医療制度に加入するという形になっております。そういうこともありまして、今まで、扶養者の方でしたら保険料は要らなかったわけなんですけども、来年の4月から、各個人ごとに被保険者となりますので、保険料をご負担いただく形になると思います。

以上でございます。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

そしたら、質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか、賛成ですか。

中原委員 反対です。

川端委員長 反対討論からお願いします。

中原委員 先ほども申し上げたとおり、この補正予算についても後期高齢者の医療制度の具体化が含まれておるということで反対いたしますが、今、ほかの委員さんからも指摘があって、ご説明もいただいたところなんですけれども、このシステムの改修ですね、年金から確実にお

支払いいただくと。取りっぱぐれのないようにということだと思いますけれども、そのことによって、どんな実態が起こるのかということについて、非常な不安が今既に私は感じておりますので、実態としては、生活や自分の健康を侵してまでも支払わざるを得ないというような実態が、今後広がってくる懸念がありますので、反対いたします。

以上です。

川端委員長 続いて、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 それでは、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第3号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第3号は、本委員会において可決されました。

議案第4号「平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、議題いたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

木下上下水道部下水道課長 平成18年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第2次)の件について、ご説明いたします。

委員会資料の9ページから10ページをごらんください。

今回の補正予算につきましては、先ほど一般会計補正予算でもご説明しましたように、流域下水道事業負担金の増額によるもので、南部処理場の汚泥脱水処理施設整備工事の年度割合の変更に伴うものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金の一般会計繰入金としまして、8万3,000円の増額。

続きまして、基金繰入金の下水道基金繰入金としまして7万7,000円の増額。

続きまして、町債の下水道債としまして250万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、10ページをごらんください。

歳出でございますが、事業費、下水道事業費の流域下水道事業としまして、266万円

の増額補正を行うものです。増額理由につきましては、歳入と同様でございます。

続きまして、地方債の補正でございますが、起債の限度額につきましては、補正前の２億５，９３０万円を補正により２億６，１８０万円に変更するものです。この変更理由につきましても同様に、流域下水道事業負担金の増額によるものでございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第４号「平成１８年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第２次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第４号は、本委員会において可決されました。

議案第５号「平成１８年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３次）の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

岸本福祉部高齢福祉課長 平成１８年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第３次）の件について、ご説明いたします。

委員会資料１１ページをご参照ください。

まず、歳入でございますが、国庫支出金、介護保険事業費補助金（当初分）として、介護システム改修事業費の決定に伴い、国庫補助金３７１万７，０００円が確定いたしましたので、財源更正するものでございます。

続きまして、介護保険事業費補助金（追加分）として、８７万２，０００円の増額補正でございます。歳出の介護保険ＯＡ経費の追加分に充当するもので、国庫補助金を歳入するものでございます。

続きまして、繰入金、事務費繰入金（当初分）として、３７１万７，０００円の減額補

正するものでございます。内容については、介護保険制度改正に伴う当初分のシステム改修事業費の決定に伴い、国庫補助金が確定したことにより、繰入金の相殺を行うものでございます。

次に、事務費繰入金（追加分）として、３３０万７，０００円の増額補正するものでございます。これは追加分の介護保険システム改修に対して、国庫補助金を除いた額を一般会計から繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出。歳出の総務費、介護保険ＯＡ経費（当初分）として、全額一般会計からの繰入金を財源とし、システム改修費用７４３万４，０００円を計上していましたが、今回補助としての２分の１の３７１万７，０００円が国庫補助金として確定したため、財源更正するものでございます。

次に、介護保険ＯＡ経費（追加分）として、４１７万９，０００円の増額補正するものでございます。内容につきましては、後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成２０年４月から、介護保険料に加えて、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料が年金から天引きされることになるため、介護保険システムを改修する委託料でございます。

引き続きまして、繰越明許費の設定についてご説明させていただきます。

総務費の介護保険制度改正に伴うシステム改修事業について、先ほど歳出の方で説明させていただきました国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の特別徴収が平成２０年４月から開始されることに伴い、現行の介護保険システムについても改修する必要がありますが、厚生労働省において、医療保険制度改正に対応する部分のシステム改修の具体的な内容について、引き続き関係機関と事務処理方法等の調整を行う必要があります、一部未確定のものも見られることから、翌年度に繰り越して執行する内容でございます。

以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 ないようですので、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

中原委員、反対ですか。反対討論をお願いします。

中原委員 先ほどまでの理由と同じですけれども、この補正予算についても後期高齢者医療制度に伴うことを含むシステム改修が予算化されているために、反対をいたします。

以上です。

川端委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 もう討論はないですね。

(「なし」の声あり)

川端委員長 では、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第5号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第5号は、本委員会において可決されました。

議案第6号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第3次)の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明をお願いします。

古橋上下水道部水道課長 平成18年度水道事業会計補正予算(第3次)について、ご説明させていただきます。資料は12ページでございます。

補正予算の内容といたしましては、企業債の同意額の決定に伴うものでございます。

収入でございますが、資本金収入におきまして、企業債として水道施設整備事業にかけます企業債の同意額の決定に伴い、1,320万円を増額するものでございます。また、これによりまして、資本金支出におきまして、企業債と一般会計との財源更正が生じることとなりますけれども、財源更正につきましては、企業会計の場合、予算書にあらわれないことから、資料には、その下の段、下段に参考として掲載をさせていただいております。内容といたしましては、資本金支出の建設改良費、水道施設整備事業の府営水道受水場受電設備更新事業における財源更正となっております。

次に、地方債補正の変更といたしまして、限度額を1,320万円増額し、補正後の限度額を8,400万円とするものでございます。

説明は以上でございます。

川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号「平成18年度岬町水道事業会計補正予算(第3次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

川端委員長 満場一致であります。よって、議案第6号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開予定は、皆さん、済みません、きょうはたくさんありますので、早く始めたいと思います。12時45分でいいですか。そうしたら、12時45分再開しますので、皆さん、ご協力お願いします。

(午前11時45分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

議案第7号「平成19年度岬町一般会計予算の件」のうち、事業民生委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入、歳出をそれぞれ分けて審議したいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

別紙委員会資料の13ページから18ページをごらんください。

歳入について、質疑、意見はございませんか。

奥野委員 では、お言葉に甘えて、先行かせていただきます。済みません。

今回の予算編成も大変だったと思うんですけれども、全体的な話を少しさせていただくと、すべて基金も取り崩してというお話がありました。基金1億6,000万ほどを取り

崩してという話もありました。たしか、17年度、去年の9月決算で7,600万余りの基金があったと思いますけれども、今回、それを見込みで1億5,571万2,000円の基金を取り崩しておりますけれど、この辺の数字が見込みでありますけれど、どこまで精査された見込みであるか、その辺1点と、これも全般の歳入になりますけど、いろいろな交付税とか、府からの補助金ですね、その辺の、これも見込みという数字になっています。いろいろ増減があろうかと思っておりますけれども、本当にここも厳しい見込みを、本当に立てられているのかどうか、その辺だけ先確認したいと思っております。

石田町長 歳入につきましては、我々、予算組む上で、歳入不足があったらいけないということで、かなり精査して、まだこれ以上入るかもしれないという形で、絶対に組んだ以上に減ることがないという数字をどうしても上げてくるという形が原則でございますので、その辺、今、議員のおっしゃるような心配はなкаろうかと思っております。

以上でございます。

奥野委員 失礼しました。じゃあ、事業民生の件で、固定資産税の税務はこちらですよ。済みません。

今回、超過課税によって、この歳入で行きますと、2億2,376万2,000円の増額ということで、当初超過課税のときには、2億4,5千万ぐらいというような数字があったかと思っておりますけれど、その辺、精査されての数字というふうに思われますけれど、その辺かなり減っておりますので、そこのご答弁をいただきたいと思っております。

それと、済みません、委員会資料をちょっとチェックしてなかったもので、この予算書の18ページ、いろいろ交付金がありますけれど、利子割交付金からずっと6番までの地方消費税交付金、ここはかなり増額になっておりますので・・・。

川端委員長 これは総務。

奥野委員 これも総務。失礼しました。じゃあ、結構です。

その下の、今回一番最後にゴルフ場関係があろうかと思うんですけど、このゴルフ場利用税に関しては、都市計画の網と関係ないのかどうか、その辺だけ確認をお願いしたいと思っております。

以上です。

川端委員長 2点についてね。お願いします。

吉田住民部税務課長 先ほどの奥野委員の質問は去年の段階で超過課税により、2億4,5千万ほどの増額が図れるということでなかったか。それに対して、今回の予算では2億2,00

0万で、その当時の見込みより若干少ないんではないかというご質問かと思われます。その説明は、丸1年前の同じような時期であったかと思います。そのときの18年度予算の見込みに対しまして、2億4,000万前後ぐらいというようなことを説明させていただいたかと思います。それは、その時点での純粋な概算で、予算を今回組むに当たりましては、過年度からの変動率とか、そういう細かいものも精査しております。2億4,000万円から見ますと、1,700万円程度低い数字かと思われますが、これは許容の範囲かなと思っております。現時点では2億2,376万2,000円の増額が図られたということでございます。

西事業部第二阪和等プロジェクト推進課長 奥野委員からご質問のありましたゴルフ場利用税交付金でございますが、これは所管的には総務文教委員会の所管になるかと考えておりますが、これはゴルフ場を利用した方の人数に応じまして、その利用税の一部が交付金として交付されるものでございますので、今回のみさき公園の見直しに伴い、この利用税が減少するというものではございません。

以上です。

奥野委員 ありがとうございます。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

中原委員 1点だけ確認したいと思います。

13ページの分担金及び負担金の中の民生費負担金の児童福祉法第56条による負担金というの中身のご説明をお願いします。

川端委員長 これ1点でよろしいですか。そしたら、担当の方、お願いします。

大山福祉部子育て支援課長 中原委員ご質問の児童福祉法第56条による負担金は、19年度の保育料の算出によるものでございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん。

中原委員 済みません。ちょっとどこの項目に盛り込まれているのかわからないので教えていただきたいと思うんですけれども。後で出てくる議案の乳幼児医療の助成の対象年齢の引き下げにかかわる予算化は、ここではどこに反映されているのか。

川端委員長 それは歳出。

中原委員 後で聞きます。わかりました。

川端委員長 じゃあ、中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい、結構です。

反保副委員長 町のたばこ税の件でお聞きします。

禁煙者が大変ふえることが予測されますけど、８，１９９万１，０００円、前年度は８，９５８万ということで約７６０万の減になっておりますが、予測的にはもっともっとふえてきそうに思うんですけど、いかがなもんなんでしょう。

川端委員長 答弁をお願いします。

吉田住民部税務課長 たばこにつきましては、もう数年前から年々減少は続いております。それに、去年、１８年の７月からたばこの税率が上がりまして、さらに税が減少しているというように思っております。

以上です。

反保副委員長 ありがとうございます。

川端委員長 よろしいですか。そしたら、他の委員の皆さん。

（「なし」の声あり）

川端委員長 そしたら、歳入は終わってよろしいですか。

歳入についての質疑は、これで終了します。

続いて、歳出に入ります。当委員会の所管にかかわる事項について審査いたします。

まず、総務費に入ります。予算書３８ページの目、交通安全対策事業費、３８ページ、３９ページの企画費のうち第二阪和等プロジェクト推進課にかかわるもの、４１ページ、４２ページの項、徴税費及び４２ページ、４３ページの戸籍住民基本台帳費をござんください。

質疑、意見はございませんか。

田島委員 そしたら、３８ページの交通安全対策事業費の部分で、１４番、使用料及び賃借料ですか、この駐輪場用地借上料２６０万２，０００円。これはどの場所があるんかということ、まずそれ教えてほしいんと、まず、その場所をちょっと教えて。どの部分の駐輪場か。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 場所につきましては、淡輪の駅前の２カ所分と、みさき公園の上側の１カ所分と、深日町の駅のガードのところと多奈川駅と孝子駅の部分でございます。この分の費用でございます。

田島委員 6カ所かな。6つの駅あるな。6カ所のはずやな。昔は、1カ所50万円で、50×6で、300万の部分やったな。それが、最近、260万になっているわけすな。これは南海さんに払ってる分やな。前にも言うたけども、これはどうしても南海に、駐輪場の用地、借り上げないかん部分的なもんか。南海さんは、自分のお客さん運んでるしな。そのお客さんの自転車を預かって、当然、オークワで言うたら、お客さん用の駐車場、駐輪場を設けて、オークワさんは民間企業としてサービスして、お金もうけしているな。南海さんは町営と違うわな、民間。一応公共的な機関やけども、南海さんは自分のお客さん運ぶのに、お客さんの自転車置くのに、町の方からお金払うてと。私の理屈が間違ってるか正しいか、岡本君、どうよ。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 この駐輪場整備に係るということでお聞きですけども、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策等の総合的推進に関する法律というのがございまして、その中に、第5条ですけども、「地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。」というのがございまして、また、次にもありますけども、そういう面で、町としまして、現在、さっき言いました場所、淡輪駅から孝子駅までの分を南海電気鉄道より賃借として借りております。

田島委員 通勤、買い物とか、第5条の説明してくれたんやけども、著しくということやしな。深日町の駅前は著しく自転車が煩雑に置いてるかな。わし、勘定したら、まばらやで。これは著しくの法的解釈してええんかな。その点、ちょっともう1回答えて。深日町の場合やで。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 住民のサービスという観点からも、この駐輪場の設置、今言いました深日町の駅、必要があるということで、過去よりも借りておりまして、ちなみにこの設置に関しまして、南海線に伴う各市町村の駐輪場の設置の有無及びそれに伴う無償か有償かということ等で調査いたしました。南海線沿いでは、17の市町村で79カ所の駐輪場を持っております。その中で、無償というのにつきましては、一部あり、そのすべてについて聞き取り等はできていませんけども、そちらの方へ問い合わせ等したところ、一応南海の高架とかで分担金を払っていると。そのために、そのときの協定書等で無償にし

ていると。それ以外については有償で借りているというのが現状で、南海線沿いしか調べておりませんけども、そういう事実が判明しておりますので、やはりこういうのは必要ではないかと考えております。

以上です。

田島委員 この5条の問題でね、何も著しくなく、自転車も邪魔にならん。そういうような場所についても、当町としたら、そういう財政組むというよりも、使用料を払うということが、79カ所ある中で、それは乱雑に、支障を来しておったら、それはいたし方ないけども、ぶっちゃけて、僕、6つの駅知ってる上、一番自転車が多いのはみさき公園の駅前やと。町が、やはり5条関係で整理せないかんけども、孝子の駅としても、深日町の駅にしても、多奈川の終点の駅には、あそこらは乱雑に自転車置いてないわな。そやから、この部分についてもいろいろ申し入れて、300万から260万に落ちたけども、もっと努力すべきと思うけどな。こんなん、どんぶり勘定で1駅何ぼという考え方、南海さんも、もらう方ももらう方やな。やる方もやる方やけど。昔は、6つの駅で50万掛ける、300万あったわけや。どうよ、見直す考えないかな。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 今は、先ほど、この賃貸料に関しましては、1駅50万ではなしに、平米、この利用度等を考慮して、固定資産とかいろんなことを考えて決めておりまして、各駅につきまして、金額も違います、昔と。1駅じゃなしに利用面積。収容台数等や平米に応じての金額査定等をさせていただき、それで話し合いして、契約等を行っております。

以上です。

田島委員 各駅の平米数、答えられる、今。できる。できなったら結構やけども、後でもええけど。平米数とあわせて著しく自転車が多いという場所も、あわせて答弁してよ。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 淡輪の面積と使用台数を言います。淡輪駅の上側です。905平米。続きまして、みさき公園の上側でございます。それが197平米。深日町の駅94平米です。多奈川駅に関しましては396平米。孝子駅の一部ですけども、その分に関しましては19平米等でございます。その収容台数、特に著しくということ言うてる分は、みさき公園の駅の上側の東側ですけども、その分に関しましては、収容台数が150台余りのところ、約200台近く入ったりしております。淡輪駅の方に関しましては、台数が

600台余りがあるんですけども、駅の間口のどこまではみ出しているというのがあり、原課におきまして、整理等もさせていただいておる状態でございます。

以上です。

田島委員 深日、多奈川、孝子は。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 深日町の駅に関しては約72台の収容。多奈川に関しましては304台。孝子に関しては15台。

田島委員 みさき公園と淡輪の部分は、やはり新興住宅地の関係で、これは自転車が多いのはやむを得ません。その部分については、私、認めますけども。あとの部分については、当然、台数から平米数から見たら、当然、著しく多いような感じに見受けられん。この部分については、ここも協議するときは、差し引くなり、いろんなことを町としても、物言うときは物を言うてもらわんと、この金額ではちょっと高いんじゃないですか。その点について、今度の協議のときに申し入れられるのか、これはできへんということか。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 その件につきましては、当課も今後、南海電車と再協議等もしていきたいと考えておりますので。

田島委員 その前に1つ要望しておきます。でないと、また次の機会がもしあれば、また言わんと前進してないと。ということは、こういうことを申し入れて、なるべく歳出を抑えて、次に4歳児から3歳児への問題についても、これ言わないかんで、こういうことすべてなおかつこういうことでやむを得ませんとなるけど、まだこういうこともしていただきたいということで、要望しておきます。あんたには何も罪がない。

川端委員長 田島委員、要望ということで。

他の委員の皆さん、ございませんか。

奥野委員 今、議題に上っているところというか、これも、ちょっと各課にわたることで、どなたにご答弁いただくか、ちょっとあれですけど、ご質問したいと思います。

これも先日の一般質問で、田島委員が質問された関連で申しわけないんですけど、定員適正化計画という内容を質問していただいたと思うんですけど、私もこの機会に質問したいなと思っておりまして、あえて質問させていただきますけれど。各課にわたって、いろんな予算書を見せていただくと、臨時職員さんとか、嘱託職員さんという数字があちこちに見受けられます。先日の広報でも見させていただいて、定員管理計画というもので、目標は、20人やめられて達成されているという、一般住民さんには、行革、もうここまで進んでますよという思いで出されているんだと思うんですけども、この予算書

を見ていますと、臨時職員とか、嘱託職員さんの、ここに出てない数字がたくさんあるのかと思うんです。ですから、その辺の、今、１９年度予算でどれだけの職員の臨時職員、嘱託職員を確保しようとしているのか。保育所さんに当たっては、人材派遣会社からも委託受けていると思うんですけれども。

川端委員長 済みません。奥野委員、できましたらね、何ページの中からというふうに。

奥野委員 全体的な話なので。できたら、どなたか、総務部長、後ろでおいでやろうし。

（発言する者あり）

奥野委員 また、担当のところで、じゃあ。

川端委員長 そしたら、総務費についての質疑を終わってよろしいですか。

（「なし」の声あり）

川端委員長 続いて、民生費に入ります。

予算書４９ページから６１ページをごらんください。ただし、社会福祉総務費のうち危機管理管理課にかかわるもの及び文化センター費は他の委員会の所管ですので除きます。

反保副委員長 ５０ページのボランティア活動拠点づくり支援事業委託料２００万、これの内容と町の方のそれに伴う管理はどういうふうになっているのでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 ボランティア活動拠点づくり支援事業につきましては、１７年度からの３カ年事業ということでございまして、１９年度が３年目に入ります。内容は、峰地蔵老人いこいの家の改修等を行いまして、相談事業、広報活動等を行っておるところでございまして。１７年度につきましては、バリアフリー改修を行ったと。１８年度、１９年度につきましては、一部の施設の補修なり、またソフト事業を行いまして、いわゆる皆さんが集まっていただくというような事業を展開してきております。ちなみに、この２００万円につきましては、社会福祉協議会への委託事業でございまして、社会福祉協議会さんの方で、その運営、相談事業等をやっているということでございまして、そういう内容でございまして。

川端委員長 反保委員、よろしいですか。

反保副委員長 はい。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 文化センター費は違うのかな。

川端委員長 はい、違います。

田島委員 健康ふれあいセンターはよろしいね。

川端委員長 はい。

田島委員 ５６ページ、健康ふれあいセンター費の中で、委託料６，９３０万、この分について、担当の方、指定管理者制度で運営していただいているんですけど、現在の状況、現況。そして、まず現況をちょっとご説明いただきたい。運営の現況。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 現況ということですので、もともとの指定管理者制度の導入から、この際、整理したいと思います。

管理者の指定につきましては、平成１８年４月１日から平成２３年３月３１日までという５カ年ということで、議会の議決を１７年１２月議会において賜ったところでございます。また、予算につきましては、１８年度当初予算につきましては、債務負担行為の設定が議決されておりまして、健康ふれあいセンター運営事業としまして、平成２２年度までの４年間で、２億８，６００万円の債務負担の予算を議決いただいているという内容になっております。２億８，６００万円、単純に割りますと、４年間でございますので、７，１５０万円というような計算になるところでございます。

これで１８年度から指定管理者制度が始まったということでございますが、予算の範囲内ということでございますので、指定管理者からの申し出もございまして、１８年度委託料につきましては６，９８０万円でございました。来年度以降につきましては、管理者からの申し出もありまして、毎年度５０万円ずつ下げていくということで協議はしておりまして、したがって、１９年度予算につきましては、１８年度委託料に比べまして５０万円下げまして、６，９３０万円ということで計上しているというのが現状でございます。

田島委員 この部分において見切り発車して、心配しておったわけですね。やはり住民が直接利用する施設ですので、苦情がなかったか、運営上、結構指定管理者制度にして、業者間も大変苦しいん違うかなと思ったりもしたんですけども、今、古谷さんから説明受けて、減額もしてくれていると。企業努力もしてくれてると、安心いたしました、本当に。こういう運営の仕方していただいて、どんどん委託料も減額していただくように、ひとつ要望として言っておきます。

なぜかという、赤バスの場合については、結局だんだんだんだん上がってきてますんでね、健康ふれあいセンターの場合は、順調によう運営していただいているということで安心いたしました。確認だけですから。

古谷福祉部地域福祉課長 答弁漏れましたんで、１点だけ補足させていただきますと、指定管理者

の方ですね、総収入、これは町の委託料も含めてなんですけども、総支出額を当方の方にすべて報告していただいています。その場合、黒字といいますか、総収入が総支出額を上回った場合は、20%を町の方へ入れると、こういう協定といいますか、約束になっております。ただ、委員ご心配のとおり、企業努力にも限界がございまして、今年度、1年目が終わろうとしておるんですけども、10年目、11年目を迎えました施設ですんで、かなり修繕料がかさばんでおると。赤字になっておるという報告を受けております。したがって、この利益還元も、今のところはなかなか期待できないなという状況があります。答弁漏れましたので、補足しておきます。

田島委員 直営から比べたら、大変やはり業者も努力してるし、担当の職員さんも知恵出して頑張ってくれてるちゅうこと、こういう場合、評価しておかんとね、やっぱり頑張ってくれてるんやから。頑張ってたかったら、またきつく指摘もせんなんし。やっぱり我々は指摘ばかりじゃあかんのやから、ええことやってくれたら、よう頑張ってますなど、そういうことも大事だと思いますので。

結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん。

和田（勝）委員 52ページの知的障害者、かなり数あるんですけど、一番上から、知的障害者共同生活援助給付費、これ1,300万、450万と、大きな額になっている。これ、悪いけど、知的障害者いうたら、どういう方かいうたら失礼であれですけど、何名、何名ぐらいあるんか。入所、通所というようなくあいで、入所、通所、これ同じ方になるんか、この点、ちょっとひとつ一週説明してほしい。

古谷福祉部地域福祉課長 知的障害者については、ちょっと説明は難しいんですけども、療育手帳なりを持たれている方でございます。説明の中にあります、一番最初から行きますと、知的障害者共同生活援助給付費、これは知的障害者のグループホームに係る給付費でございます。昨年、本格施行されました自立支援法に基づきまして、原則1割負担ですけども、本人負担がですね。ただ、これ軽減制度があると。残りの分につきましては、国が2分の1、府と町が4分の1ずつ給付すると。そういう仕組みの中での町負担の給付費でございます。その他、知的障害者の移動支援、これはガイドヘルパーの、同じく自立支援法に基づく給付、日中一時支援事業費につきましては、これも自立支援法がもとになりますが、地域生活支援事業の中の日中ショートステイと言うてるようなものでございまして、親御さんの一時的な慰安の時間をとると、そういうような支援の内容でございます。

川端委員長 和田委員、よろしいですか。

和田（勝）委員 まだその下にも。

川端委員長 これ全体にわたってやね。

和田（勝）委員 全体にわたって。

古谷福祉部地域福祉課長 自立支援法は、一昨年成立しまして、昨年から施行されておるんですが、すべての法制度が完全に施行されたということではございませんで、ここで旧身体障害者なり知的障害者更生施設入所支援給付費となっておりますのは、今まであった施設につきましては、5年間のうちに新しい新制度にすべて移っていくというような内容でございます。まだ、すべての施設が新制度には移行はできてませんので、旧ということを表示させていただいていますんやけども、更生施設なりに入所されている方の給付費等を見込んで計上しておるところでございます。

川端委員長 今の和田委員に関連して質問させてほしいんですけどね。知的障害者日中一時支援事業給付費1万2,000円、親のもとにとか先ほど言われましたけど、これ、1年間で1万2,000円で何ができるのかなと思って。

古谷福祉部地域福祉課長 まずですね、お子さんを預かるんですけども、ショートステイというのが、今まで制度としてございまして、これは泊まりで預かるということでございます。こちらの方へ書いていますのは、日中でございますんで、例えば養護学校とか行ってこられて、親御さんが帰られるまでの何時間という時間を施設の方で預かると。親御さんの働く時間なり、休息の時間を確保すると、そういうシステムでございます。

利用者、これ、自立支援法で言いますところの地域生活支援事業ということで、町独自の町が行う事業というところに該当するわけでございますが、利用者等の状況から見まして、これぐらいで見込んでおるのが結論でございます。

川端委員長 一月で1万2,000円やったら何となくわかるんやけど、1年で1万2,000円で何ができるのかなと思うけども、一応こういうことを予算づけているということでしょうかね。

古谷福祉部地域福祉課長 予算編成に当たりましては、あくまで見通しを立てまして、これぐらいのサービスの利用料があるだろうと。これまでの経緯も踏まえ算出して、そのうち町の給付金、町の負担がこれぐらいになるなという見通しを持ってやっております。当然、我々の見通しどおりにすべてがいくかといいますと、必ずそうはいかない場合が出てまいります。今回も既に国の方でも、自立支援の制度の見直し等をやっておりまして、うちの予算

編成は10月の時点で始まっておりますので、その後、年末等に特別対策事業ということで、本人負担の軽減策等は、これは国の方で決められてやってきたんですけども、今も準備を進めておるところですけども、そういうものにつきましても十分な予算措置はまだ反映されてない面がございます。そういう面につきましては、適宜ですね、補正予算をお願いしてやっていく必要があると、そういうふうに考えております。

田島委員 ちょっと関連で確認だけしたいんですけど。これ付託の部分になるんかならんのかかわらんけど、もし間違うとったら失礼するんですけども。今、各委員さんが質問した部分について、これは旧さくら園の延長線の部分のことも入っていると思うんですけども、愛の家の多奈川の工房ですけども、ここで給食費が値上がってかなわんわちゅう声聞いたんですけども、この問題について、当委員会の付託に関連しますから、なかったら質問とめるけども。よろしいですか。

（「関連あります」の声あり）

田島委員 なぜかといいますとね、通所の方やけども、この方もそこで給食をとっておられる方と思うんですわ。実際、細かい相談を受けてないんですけども、給食費が上がったんで困ってますねんと、何とかなりまへんかと、そういう相談を受けたので、現状はどうかと思って。

川端委員長 答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 食費等につきましては、これ当然、自立支援法の関係もございます、本人の自己負担であるということになっております。ただ、低所得者の方につきましては、一定の範囲内で減免制度なりあるということでございます。当方も、ちょっと今、委員のご指摘をいただいたところなんですけども、直接的な相談とか受けてないこともございまして、制度の範囲内で、現在運営されてるなということで認識をしております。これは予算上には、特に反映されたところはございません。あくまで個人負担というレベルの範疇でございます。

田島委員 わかりました。そしたら、この件については、個人的にまた古谷さんのところへ相談に行きますので、またご回答願いたいと思います。

結構です。

川端委員長 よろしいですか。

他の委員の皆さん、もうないですか。

中原委員 59ページは範囲でしたね。

川端委員長 はい、61ページまでです。

中原委員 59ページが一番下の項目ですけれども、保育所の人材派遣業務委託料ということで、ここについてお聞きしたいと思います。

今現在、人材派遣を受けて、保育士さんが入っているんだったら何人かという数と、それから来年度の見通しですね、そのあたりをお答えいただきたいと思います。この金額の中には、人件費が含まれているということでいいでしょうか。

以上、お答えください。

川端委員長 答弁をお願いします。

大山福祉部子育て支援課長 平成18年度に関しましては、人材派遣センターから派遣を受けておりません。19年度も予算とっておるんですけども、たまたま保育所の臨時保育士の登録の方が欠員よりも多くなりましたので、今回、派遣業務を頼んでないという状態であります。

川端委員長 そしたら、これはただ予算に上がっているだけのことなんですね。

芦田福祉部長 補足させていただきます。

2年前でしたかね、ご記憶があると思いますけれども、保育士さんもかなり大量にやめられまして、その分の臨時保育士がなかなか見つからないということで、慌てて、こういう人材派遣の保育士さんを、数カ月ですけども、来ていただいたことがあります。この間の保育の児童数、全体の申請児、子供数は減っているんですけども、保育所に預かる子供たちの数自身は減らずに、微増している状況です。なかなか臨時保育士さんが、4月当初に全部確保できるかどうかということが、毎年心配していることでありまして、もしそうなった場合に、クラスに正職とあわせて臨時保育士を必ず配置するということと、フリーの保育士も同時にあわせて配置するという形で、初めて保育所が円滑に運営できるわけですから、そういう場合に、臨時保育士が足らないと。4月当初に間に合わないということがあってはいけないということで、ことしから、そういう緊急措置に備えて、この委託料、人材派遣の委託料を計上したものであります。

19年度、今の申し込み状況と職員の配置状況、それと臨時保育士の登録状況からいくと、この委託料は当面使わずに、臨時保育士の賃金のところで、4月はスタートできるという見込みであります。

以上です。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

他の委員の皆さんは。

奥野委員 済みません。2点お聞きしたいと思います。

予算書の56ページのピアッツァ5の健康ふれあいセンターの件でございます。先ほど質問されておりましたけれども、来年度、270万の減額という数字の中で、経費の削減というのは非常にありがたいなと思うわけですが、そこで、ただ町長の運営方針にもあります「魅力的な施設運営」という語句があるわけですが、削減して、どのような魅力的な施設運営、町からこういうものをしてほしいとか、何かされているのか、委託業者の方から、こういうものをどんどんやっていこうという何かお示しいただくものがあれば、お答えいただきたいと思います。

そして、もう1点、予算書の61ページで、後ほどの乳幼児の医療の件で、予算が減額343万3,000円という数字が出ておりますが、これは1歳引き下げたのに伴う減額じゃないと思うんですが、その辺の確認をしたいと思います。

2点です。お願いします。

川端委員長 2点について、答弁をお願いします。

古谷福祉部地域福祉課長 健康ふれあいセンターの運営業務について、魅力的な事業なり、民間活力を生かした事業の展開ということについてのご質問かなというふうに思います。指定管理者制度導入の1年目ということでございまして、今特段ですね、私の方から大きな改善点なりを申し上げるような、まだ材料は持ってありません。ただ、業者の方ですね、小さい点では、プールのスクールの運営方法の改善とか、それから1年目は、どうしても施設運営、施設管理になれる時間が大変必要でございましたので、まだ新たな展開なりは出てきていないのかなというふうに思います。

その中でも、当方とのすり合わせの中でも、なるべく施設の状況を情報公開していこうということはやっておりまして、現場へ行っていただいたらわかりますけども、玄関の方に、どこそこを修繕したなり、また、おふろのパイプ等の掃除をいつやったというような、そういう情報をどんどん出していこうと、そういうような試みはやっておるところでございます。

大山福祉部子育て支援課長 乳幼児医療の343万3,000円の減額なんですけども、年齢を4歳から3歳に引き下げることにしまして、19年度にしましては、19年7月から2月分の医療費、実績なんですけども、252万円の減額となります。その後の残りに関しましては、子供の数が少なくなっているということと、受診が少なくなっているということが

考えられます。

奥野委員 先ほどの大山課長の答弁では、条例改正に伴うものは、まだ入ってないよということですよ。入っているということ。下げた数字で、これ削除しているの。

大山福祉部子育て支援課長 そうです。

川端委員長 奥野委員、よろしいですか。

そしたら、済みません。私、ちょっと関連してね。ここで、きのう、おとつか、町長の答弁では、1歳あれすることによって減額、たしか400万と。ちょっと何か話が。

芦田福祉部長 本議会での答弁は、1年間丸々4歳児の助成をやめた場合に、それだけの金額が浮くということでありまして、今回の条例改正につきましては、その実施を7月1日からということですので、4、5、6の3カ月分はここに含まれているということになります。ですから、減額が少し少なくなっているということでもあります。

川端委員長 これは9カ月分ということですね。

芦田福祉部長 いや、3歳児未満までは丸々12カ月で、4歳児については、3カ月分だけ見込みを立てて、ここに含めてるということでもあります。失礼、4カ月です。4、5、6、7ですから、4カ月分だけ。

失礼しました。訂正します。6月末までの受診料の分ですので、3月分、4月分、5月分、6月分が、それぞれ翌月に請求が来ますので、この4カ月分を予算計上として上げているということです。

奥野委員 私も今まで、先に条例がまだ可決されていないのに減額されるというのは、今回、この1期で終わるときに初めて知ったんですけれども。こういうことは今まで条例の改正、可決される前になるというのは、予算組みではこういうことがあり得ることなんではないでしょうか。

平助役 自治法にこの規定がございまして、条例等を議会へ提案するときは、予算のまず裏づけがあってということが自治法に規定されてますので、まず予算があって、そして条例の改廃があると、提案があると、こういうシステム、規定がございまして、それに基づいて提案させていただいております。

以上でございます。

奥野委員 私もまだ勉強不足ですから。当然予算があって、当然可決されて、減額補正というような形が、私は今までそういう理解をしてたんですが、1つ勉強させていただきました。

川端委員長 済みません。私ちょっと、59ページの、先ほども補正予算で出てきました保育所の関係なんですけども、59ページの一番下の13番、委託料の行政区域外保育実施委託料

59万1,000円なんですけども、19年度もそういう予定というのかな、そういう方があるということなんでしょうか、行政区域外に。

大山福祉部子育て支援課長 18年12月に保育所の申し込みを受けましたときに、申し込みがありました、金額は約半分ぐらい下がっているんですけども、子供さんが2歳から3歳に上がったということで、保育単価が下がったということになっております、来年も。

川端委員長 言うたら、先ほどの補正予算で上げてた方が、100万からの人が、1歳、年あれるので金額が下がるということやね。

大山福祉部子育て支援課長 引き続いて広域入所という形で希望されております。

田島委員 またこれ関連やけどね。18年度の部分については100万何がしやったかな。今回、19年度分で59万1,000円と言うてるんやけども、僕としたら、余り好ましくない気持ちで質問してるんやけども。大山さんね、この方、この方と特定したらいかんねんけど、18年度の100万何がしの歳出の中で、何名の方やったんかな、その方は。そして、今回もまた計上、59万してるようになってるんやけど、今回も何名の方かな。申込者の数だけ教えて。

大山福祉部子育て支援課長 18年度も1名です。19年度も1名です。同じ方です。

田島委員 1名、年間100万円要るわけですね。この制度、ずっとしていったら、いいことやから、どんどんどんどんこういう予算組んでいかないかんと思いますんでね。大山さんはどう思いますか、この制度。

大山福祉部子育て支援課長 岬町では、やっぱり働く機会が少ないというところもありますので、勤めをやめてということになってしまっちは、岬町からだんだん逃げていかれるということもありますので、これも子育て支援の1つかなとも考えております。

田島委員 そら、大山さんの意見も十分大事です。僕の考えるのは、大阪市内の方まで大事なお子さんを通勤ラッシュの電車の中で、行くんも本当に大事な子育てかいなと思うんや。やはり若干時間とっても岬町内でゆったりと育てるんが本来と思うんやで。僕らでも、ラッシュ時に大事な自分のかわいい子を抱えて電車に立ったまま行くんも、これもいかなもんかなと、僕はそういう考えや。そら、意見ちゅうのは相反するもんやけども。

ですから、この件についてもどうですか。担当の方も一遍見直しするとか、そういうようなことをひとつこの場をおかりして、要望としておきます。今のところ1名ちゅうことだね。また来年度になったら、2名、3名になるからと思いますよ。

以上です。

川端委員長 ちょっともう一遍、私もここ同じところですが、結局言うたら、行政区域外に委託するのに59万1,000円払って預けるわけなんやけども、もしも町内で普通に預かってても、やっぱり1人当たり、年齢で違いますけども、コストというんかね、どれぐらいになるんでしょうか。もしも、この方、委託料として59万1,000円払っている。この方が町内の保育所に通ってたらというところの町から出る部分というんかね、単価。

大山福祉部子育て支援課長 岬町の単価で申しますと、2万7,010円が保育料になりますので、それが12カ月分、岬町に・・・。

川端委員長 じゃなくてね、ちょっと急に言ってもね。また、それについては後で聞きます。

そしたら、次に移っていききたいと思います。

民生費の質疑は終わります。

続いて、衛生費に入ります。

予算書62ページから69ページをごらんください。

皆さん、質疑、意見、よろしいですか。

中原委員 済みません。1点お聞かせいただきたいと思います。

67ページの公害監視センター局管理費という項目があるんですけども、公害監視センターを廃止するということをお聞きしていますけれども、ゼロでええんですけども、廃止するということですから、当然ゼロでしょうけれども。どんな業務してはったんかとか、公害監視センターいうたら、公害を監視しといてもらわなあかんのかなと思って、これなくしてかめへんのかなあって素朴な疑問です。ご説明をお願いします。

川端委員長 1点ね、お願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 公害監視センターの廃目は、もともと公害監視センターは、関西電力等の関係もあり、岬町に8局の大気とか風速、風向、NO_xとか、データをとっておりましたが、関西電力の休止、廃止というか、関西電力がなくなったことに伴い、岬町では1局だけを残してやっておりましたが、その1局につきましても、昨年度、大阪府に機械等に移管しまして、今現在、大阪府において監視項目については測定していただいておりますので、その経費と、今回からこの監視センターに関しましてはゼロということになっております。

以上です。

中原委員 でしたら、今のご説明ですと、大阪府に監視してもらっているという格好と聞きましたけれども、大阪府がやっているだけで、岬町内の公害について監視してもうてるというこ

とでよろしいんですかね。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 今言いました岬町の役場の局内には、NO_xとか、そういう監視項目について、維持管理費やデータ等につきましては、今現在、大阪府で監視等を行っていただいております、そのデータにつきましては、私ども現時点におきましては、インターネット等でとれるようになっております。そのように変更になっておりますので、よろしくをお願いします。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 結構です。

田島委員 そしたら、予算書69ページ、し尿処理費の中で、22の補償、補填及び賠償金等について、この部分について、俗に合特法の関係かな、この継続助成金ちゅうもんは、流域が完全に完了しても、当町の場合は、この部分について残ると思うんやけど、将来的にどういう方向で、この部分について解決ちゅうか、処理していくんかな、いつの時期に。意味わかる。し尿収集の運搬業務の継続助成金、だんだん業が少なくなってきてるわな。その部分についての補てんちゅうか、補償しているわけですわな。これについて、少なくなってきたら、その業者も死活問題になってくるわな。その部分的な分、どう将来的に対応していきますんかな、担当課としたら。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 この分に関しましては、委員もご承知のように合特法、合理化に伴う下水道の合特法の関係でございまして、これは生し尿の分に関しまして、平成13年度に協定、今、委員指摘のように、今後減っていく分に関しまして協定を結び、平成16年から25年までの間にこの費用を払うということで、13年に協定を済ませた分でございます。

田島委員 25年までね。25年になったら、この業というのはなくなってしまうんかな。どうやら、その部分について。

白井住民部長 担当の課長が、今ご説明申し上げましたけど、ちょっと補足の方させていただきたいなと思います。

今回、この補償につきましては、公共下水道の進展に伴いまして、くみ取りの軒数が減ってまいります。そうしますと、今、許可業者の業務量が減るという形ですので、当然その利益も減る。そしてまた、最終的にはお仕事もやめていただくことになる。しかし、

それまでの間には長い期間がかかるであろう。結論から言いますと、1軒の方になるまでも結局引き続き人とバキュームカーを用意していただかなければならないと、そういう転業、廃業の補償と、あと引き続きくみ取りの軒数がゼロになるまでの間の引き続き継続して営業していただきたい。その利益の補てん、2つの補てんを今回、平成13年度の協定の中で話し合いをして決めたものでございまして、ただ支払いの方法につきましては、平成13年から3年後の平成16年から10年間で、支払い方法については一括払いせずに、10年間の分割払いという形になったものでありまして、その補償を支払うことによりまして、岬町の下水道区域にかかりますくみ取りの軒数がなくなるまで、今の補償を受けた許可業者はくみ取る義務がございます。そういう補償の内容でございます。

田島委員 大変難しい問題やな、これは。大体これ一般財源からの捻出ですわな。今、部長説明してくれたように、転業でちゅう形もあるし、そして廃業となれば、お金になってくるわな。その選択は当町が一番賢い方法でしていただいた方がありがたいですわな。それについて、今とやかくどうこう言うことないですな。ただ、予算に上がってきたんで、この部分について聞いただけのこと。

将来的にどういたしますんやちゅうことをこの場では聞かれへんけども、やはり、これは毎年度上がってくる分やからね。そやから、よその自治体はどうされているんか知りませんけども、当町もこれから先、やっぱりよその自治体も眺めながら、一番賢明な方法で解決とか、転業していただくように、ひとつお願いしたいなと思います。

白井住民部長 もう少し説明の方が抜けておりまして、今ご質問ありました、25年までの10年間の分割でお支払いした後、どうなるのかということなんですけども、それにつきましては、今ご説明を申し上げたとおり、26年度以降も軒数は減るけれども、この補償を受けた業者はくみ取る義務がございます。それを先ほどの説明できちっとやるべきだったんですけど、申しわけございませんでした。

それと、岬町の許可業者というのは、し尿くみ取りの分なんですけども、これ3社ございまして、今回当初予算に上がっておりますのは2社分でございます、残りの1社につきましては、この補償、すなわち現金の支払いではなく、代替業務という形で行っておりまして、そういう3社に対して、現在、岬町はこの合特法の趣旨に沿った形で補償を行っているところでございます。

以上です。

田島委員 今すぐせえとか、そういうような問題じゃないんやから、町にとっては一般財源使うん

やからね。ひとついい方法に向けてやってくださいと。これも要望になります。

結構です。

奥野委員 済みません。3点お聞きします。

予算書の68ページの13の委託料のごみ収集委託料でございます。1億4,127万9,000円。町内にはここ1社しかないというふうに私は認識しているんですけども、この財政逼迫の折、今までの長い歴史もあろうかと思うんですけども、そしてまた、これからの分別によって出ていただく日数も当然ふえてくるかと思えますけれど、このごみ収集、家庭のごみの収集の委託について、長い歴史の中でいろいろとご苦労をいただいていると思うんですけど、行革のメニューの1つの中でも、やはりここでは町内だけの業者だけでなく、ほかの入札というか、やはりこれからの予算を圧縮していくという思いがあるのかなのか。行革のメニューとしても上げていかれるのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

それと、69ページの3番のし尿処理場で、11の需用費の修繕費1,720万5,000円、これは大きな何か修理をされるということなのか、その辺ご説明いただきたいと思います。

それと3点目に、先ほど、田島委員からの質問の関連でございますが、下水道整備に伴うし尿収集運搬業務継続助成金、もう少し算出根拠をお示しいただきたいと思います。

3点お願いします。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 それでは、私の方から。

まず、1点目のごみ収集委託料の見直しの件でございます。これにつきましては、何回もご指摘もいただいております、問題点が2つほど整理できるのかなと考えております。まず、1点が随意契約を行っているということで、今後、競争入札制度の導入ができないのかという問題と、あと委託料の積算根拠ですか、そういうところがきちっと明確化、その辺のところが問題かと考えているところでございます。

まず、1点目の随意契約の問題なんですけど、一般廃棄物の収集業務を委託するに当たっては、国の法律で明確に厳格に示されておまして、あくまでも直営業者によりまして、そして実施しなければならないと。直営業者ということは、岬町のごみを収集する上での職員と収集する車とか、そういうふうな機器を備えていることが最低必要限となります。現在、一般ごみの収集におきましても、パッカー車5台、職員におきましても15

人という形の職員を雇っておりますので、もし許可が切れて競争入札を行うとした場合、参入する業者はそれだけの人と物を持っとかないと競争入札に参画できないという状況でございます。現在そういう業者については、町内には1社しかないという形で、随意契約を行っているのが実態でございます。

しかし、この状態が長く続いているのも事実でございますので、そしたらどういう形で競争入札に参画できる形にすればいいのかといいますと、やはり、今ごみにつきましては、一般の家庭ごみから粗大ごみまで1つの委託対象としておりますので、それを分割することによって、例えば、1つの例といたしまして、粗大ごみだけを分割しますと、その業務量から少ない人数と車両でできますので、その分だけでも先に競争入札するとか、参画ができる方法を検討するのも1つの方法と考えておりまして、それらのところを今後慎重に検討いたしまして、できるだけ早い時期に、今の内容、契約の内容について見直しを図ってまいりたいなと考えているところでございます。

もう1点の委託料の積算根拠なんですけども、やはり積算根拠といいますのは、ごみの排出量に基づいて積算根拠とすべきという考え方を担当で持っておりまして、それに基づきまして計算しております。岬町から毎日家庭から排出されるごみを収集するにはどれだけの車両が必要かということが積算根拠になると思います。それによりまして、具体的に、人数とか決まってまいりますので、そういう積算根拠を明確化したいなと考えているところでございます。それらの見直しも、あわせて一緒にやりたいと考えております。

次に、2点目のし尿処理場の修繕料の問題、1,720万5,000円ですけど、これにつきましては、し尿処理場におきましては、処理能力を維持するための定期検査を行っております。定期検査料でございます。ごみにおきましては、同じ修繕料という形で上げているところでございます。

それと、もう1点の合特法の補償額の積算根拠ですけれども、先ほど言いましたように、合特法の補助の対象となっておりますのは、くみ取りの軒数が減ることによって、まず今やっている事業を廃止しなければならない、廃業の補償。もう一つが、引き続き岬町のくみ取り世帯がすべて下水に接続するまでの間、減ってくる世帯数のくみ取りをしなければならないという利益の減少、継続業務を行うことにより利益の減少の補てんと、その2つの性格があるのかなと考えておりまして、それらを踏まえまして、廃業におきましては、廃業に伴う利益の補償、そして使っているバキュームカー、ほかの用途には転用できませんので残存価格の補償、それと従業員に対する新たな求職活動をするまでの間の、俗に言

う雇用保険料的な性格の補償、それらの３つのポイントで補償額を策定いたしまして、各許可区域ごとのくみ取り人数を掛けまして、各業者ごとの補償額を算定いたしております。

以上です。

奥野委員 ありがとうございます。

まず、１点目のごみ収集委託料の件ですけれども、昨日、本会議場でもちょっと質問させていただいた給食センターのことも含めて、いろいろな行革で、先ほどの乳幼児もありましたけれども、やはりここに至っては大きなものをどんといろいろと改革しないことには、本当に前へ進まないというふうに思うわけですが。今までの長い歴史もあり、大変難しいところもあるんですけれども、やはりそこは、何といたしますか、大改革をしていただかないことには、やはりここらあたりに焦点を当てて、どんどん早急に進むべきであるとは思いますので、その辺、今後の行革の中でも大いに意見を交わしていきたいなというふうに思います。

以上です。

川端委員長 よろしいですか。

そしたら、衛生費の質疑を終わります。

農林水産業費に入る前に休憩をしたいと思いますけれども、いいですか。

（「異議なし」の声あり）

川端委員長 暫時休憩いたします。再開は２時２０分です。お願いします。

（午後２時１０分 休憩）

（午後２時２０分 再開）

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

農林水産業費に入ります。

予算書７０ページから７２ページをごらんください。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 １点、お聞きしたいと思います。

７０ページの一番下の１３委託料という、草刈委託料という項目があるんですけれども、この草刈委託料の範囲をお聞きしたいと思います。

川端委員長 そしたら、答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 場所につきましては、淡輪地区別所上池の北側で、ちょうど住宅地に面

したところでございまして、宅地に草がかぶさってくるということで草刈をしています。

中原委員 大体の草を刈った広さ、範囲を教えてくださいませんか。箇所について、今お示しいただいたと思うんですけれども。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 広さにつきましては、池の法面で、延長が約50メートル、幅は大体2メートルから3メートルを毎年刈っております。

以上でございます。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 はい、結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん、質疑、意見は。

田島委員 予算書71ページ、農業総務費、そして農業振興費、この2点について、ちょっと確認したいと思います。

まず、農業総務費の中の負担金、補助金及び交付金、一番下の農作物鳥獣被害防止対策事業補助金、これ600万ですね。この事業は、どういう事業か、まず説明をしていただきたいのと、そして農業振興費の中の委託料、これも有害鳥獣駆除業務委託料50万、これは以前は80万から100万近くあったんですけど、今回、減額理由を説明していただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 まず、農作物鳥獣被害防止対策事業補助金でございますが、これは大阪府の農作物鳥獣被害防止対策事業を活用しまして、南池土地改良区がイノシシから農作物を守るために、山裾に柵を設置するという計画を立てております。この事業の実施に当たりまして、事業費1,200万ほど見積もっておりますけども、その2分の1が大阪府の補助として600万おりてきますと。残りにつきましては、南池土地改良区の方で負担するというようなものでございます。

続きまして、有害鳥獣駆除の事業費の減額理由でございますけども、現在、財政がかなり厳しい折、財政と、かなり私の方も調整した結果、事業としては、今、委託している事業は厳しいんですけども、何とかこれをお願いできないかというふうな事情がございまして、現在の50万ということになっております。

以上です。

田島委員 説明わかりました。そしたら、これは南池の部分についての防止対策補助金ちゅうことがわかったんですけども。イノシシの被害は全町至るところに被害こうむってるねんけど、私が昨年お願いした部分の手だてちゅうんはまるっきり聞いてくれてないちゅうことですな。南池のみなってますんで。どうですか、私の、これは個人的に言うたら悪いで、以前にお願いした部分は、これ何の手だてもしない。これもやっぱりやるべきと思うんですけどね。南池の方には悪いんやけども。何とかしてほしいなと。これは要望にしておきます。

こういう補助金出たのに、わあ、これ全部全町で手だてしてくれるんかなと喜んでおったけど。

そして、最後、有害鳥獣の業務委託料、減額した部分、何も僕はいいいんですよ。財政上苦しいんやから、これだけ努力してくれたら。しかし、去年やったな、予算委員会で某議員が少ない言うて、えらい要望しておった分、この方の声が消えてしまったちゅうことになりますな、今回ね。僕はかめへんですよ。別に構わん、この分については。

そやから、農業総務費の中の鳥獣被害防止対策事業ちゅうのは、何とか、一般財源あってもええから、別に高いさくをつくってくれと言うてないから、イノシシが入らんように、町道のへりをちょちょっとやってほしいんやけどな。松永部長に言うちゃあるやろ、なあ。あれ年越したら忘れてもたんとちゃうと思うんやけど。町道崩れたら、町で堤修理してもらわないかんで。関連になるけども。

松永事業部長 田島委員からお伺いしているのは、上孝子の町道の法の部分でございますけども、今ご質問のあった71ページの農作物鳥獣被害防止対策事業補助金というのは、これは大阪府からの補助金でございます、地元が半分、それから大阪府が半分で実施するものでございます。その内容といいますのは、2ヘクタールという基準がございまして、2ヘクタールまとまった農地について、その外周を電気さくをするという、そういう事業でございまして、田島委員のおっしゃっている町道ののり面の保護とかというのは、全然趣旨の違うもんでございますので、そのあたりはご理解をいただきたいと思います。

それと、町道ののり面につきましては、多少崩れているところはございますんですが、来年度につきましては、後で予算出てくるんですが、町道の維持管理費としては500万ということで、非常に緊急やむを得ない、危険度が高いというやつを処理しておりますので、そのあたりについてはご容赦をお願いしたいということでございます。申しわけございません。

田島委員 わかりました。松永部長、いたってのお願いですね。町道が崩れるまでちょっと待って

やと言いますわ。

はい、結構です。

川端委員長 他の委員の皆さん、よろしいですか。

川端委員長 済みません。私は72ページの委託料で、ここで深日漁港、また淡輪漁港の公衆便所浄化槽維持管理委託料とか、清掃委託料とかで出てるんですけども。住民の方々から、例えば深日港なんかでも、釣りに来られている方々に駐車料金というんか、清掃協力料金がな、そういうのでももらって、それでもって整備していったらいいのにという声があるんですけども、その辺は、多奈川の方でしたら、たしかそういうふうにしてると思うんですけども、どうですか。

梶本事業部地域振興課長 今現在、深日と淡輪漁港、ここにつきましては、地域振興課の方で維持管理費支払っております。実際、先生のおっしゃるように、受益者負担という形で、今後、取ればどうかというお話なんですけども、今、深日につきましては、これからふれあい漁港という形で、21年度から多目的広場とか、これからまだ整備をしていきます。その中で、一定どういうふうな方向で負担を求めていくかというふうな検討をしていかなければならないというふうに考えております。

川端委員長 計画中ということでね、よろしくお願いします。

そしたら、次移りたいと思います。

農林水産業費についての質疑は終わります。

ただいま傍聴の申し出がありましたので、お諮りします。

傍聴許可申し出に対して、許可したいと思いますが、委員の皆さん、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 傍聴を許可します。

続いて、商工費に入ります。

予算書73ページから75ページをござんください。

質疑、意見はございませんか。

田島委員 そしたら、73ページの商工費の中で、委託料の部分で、商工総務費の中で地域就労支援コーディネーター等業務委託料、この事業のまず説明、中身をちょっと説明していただきたいんと、そして観光費、観光費の中の報償費、これは指定管理候補者選定委員会の報償費と思うんです。この指定管理者というのは何名の方を予定しているのか。

そして3点目、13委託料でアオサ採り委託料、これ30万円やど、アオサ採り、どう
いうアオサをとるのか、一遍ちょっと説明してほしいんと、18の備品購入費で600万、
この備品とはいかなるもんか。この点まずご説明願います。

川端委員長 4点についてですね。答弁お願いします。

梶本事業部地域振興課長 まず、地域就労支援コーディネーター委託料の内容でございますが、ハ
ローワークや関係機関の緊密な連結を図りまして、コーディネーターが就職困難者に対し
まして、相談活動を行ったり、パソコン検定を受検できるまでのパソコン講習会を開いて
おります。また、就職支援のための学習講座や能力開発に係る講習会の開催等を行って
おります。

次に、報償費の指定管理者の人数でございますが、これは4名を計上させていただいて
おります。

続きまして、アオサ採りの委託料の件でございますが、これは淡輪海水浴場を開設する
ときに、浜辺にかなりアオサが打ち上がっております。これを放置しておきますと、中に
フグとか危険な魚が住み付いておりますので、海水浴をするときに大変危険やというこ
とで、これを撤去するという委託料を計上させていただいております。

続きまして、備品購入費で、内容でございますが、これは海釣り公園の備品としまして、
救命ボートがメインとなっております。それに、あと備品としまして、風向計や風速計の
備品を購入するということで計上させていただいております。

以上です。

田島委員 わかりました。商工費の委託料については、そういうハローワークとか、いろんな就労
活動に使っていただいているのはわかりました。

そしたら、もう1点確認したいんやけど、昨年度の部分については、どの程度の活動を
されたのか、コーディネーターの部分ね。これご回答願いたいんと、指定管理者制度の4
名、これも結構です。

アオサ採りに、そんな金かかるかなと思うんやけども、それは仕方ないですな。

備品購入費の600万については、ボートと風向計ということ、ボートというのは、ど
のクラスで、どの価格のもんか、まずもう一度説明してくれます。

川端委員長 答弁お願いします。

梶本事業部地域振興課長 まず、地域就労支援事業の実績をご説明させていただきます。実績とし
まして、就職相談等が毎年50件近くございます。その相談を受けて、今後の就職にど

ういうふうにして行こうということを相談者とやりとりをしながら、就職につながるように検討していくものでございます。

それと、講習会の部分ですけれども、就労支援の講座としまして、約20名の方に受講していただいております。パソコン講座につきましては10名の方に受講していただいて、今後に役立てていこうということでございます。あと、まだホームヘルパーの養成講座も開催しまして、10名の方に受講していただいているということでございます。

この委託料につきましては、大阪府の方から2分の1の補助をいただきながらしている事業でございます。

続きまして、ボートにつきまして、ボートは4人乗りを考えております。大きさは7メートルと3メートル、あとモーターの馬力ですけれども、15馬力を想定したものを考えております。

あと、備品としまして、水槽、生けすとかに使います水槽と物販の備品、これが600万の中に入っております。

以上でございます。

田島委員 商工費の部分の、今コーディネーターの部分についてはわかりました。

しかし、前は50件の相談あって、いろいろやっているということで、今回も397万3,000円使うんですけれども、一応、そういう講習したり、いろいろしていただくんはありがたいんですけれども、まず、あとその助成した成果ちゅうんですかな、就労成果、これについてもデータ化して、記録にしてとどめてほしいなど。これは要望としておきます。

そして、備品購入やけども、600万の中で4人乗りの7メートルの船舶で15馬力、この価格ちゅうんはどの程度するんか知らんが、100万か200万もせんと思うんですけれども、あとの部分の400万について、風向計とか、水槽、水槽どんな規模の水槽、どこに置くんか知らんけども、何を買うんかわからんけども。あと物販、水槽以外にほかに何を買うか、もうちょっと詳しいことわかってると思うんやけど、わかっとったら教えてくれへん。釣りざお買うんか、いろんなもん買うんか、細かい点聞きたいんやけど。

松永事業部長 600万円の内訳ですが、先ほどのボートは、維持管理の部分と、あと緊急のときに分で使おうというふうに考えております。

あと、風向計とか、それから地域交流センター、先日議決いただきましたが、あれは建物だけでございますので、それに物販を行うために、水槽というのは活魚ですね、漁組で

水揚げした活魚をそこで販売しようというふうな考え方と、あと、地元の特産品を売るための展示棚というんですかね、ローソンの中にある棚ありますよね、ああいうものとか、事務机とか、それから魚拓をするためのイベントコーナーみたいなんがあるんですが、そのための机とか、そういう種々のもの、地域交流センター、観光交流センターの中の備品も一切合財含んだ金額でございますので、かなり細かいものまで入っております。

以上でございます。

田島委員 やっとわかりました。結構です。

川端委員長 済みません。ちょっと、私、田島委員の先ほどの地域就労支援事業で関連しますので、私の方から。これ、事業とコーディネーターの費用の内訳、コーディネーターには何名で幾ら、このうち費用がいつているのかということと、それと50件、相談があったけども、現実に就業できた方は何件かということをごちょっと教えてください。

梶本事業部地域振興課長 事業別の内訳でご説明させていただきますと、地域就労支援の総合運営事業、これが相談カウンセリングでございますが、これにつきましては、経費的なもので2万7,000円の事業費、それと、あと地域就労支援のコーディネーター、これが中心ですけども、これの活動推進事業というのがございまして、これに288万円をかけております。続いて、職業の能力開発事業としまして88万6,000円、雇用就労創出事業として18万円という内容になっております。ちなみに、コーディネーターは、大阪府の講習を受けて資格が要るものですから1名、事務員1名ということになっております。

あと、実績ですが、17年度の実績としまして、約50名の相談を受けまして、正規雇用としまして、今聞いておりますのは、5名の方が雇用に至ったと。あと、パートやアルバイトを入れますと、そこに8名の方がこの事業の成果として就労されたというふうに聞いております。

以上でございます。

川端委員長 コーディネーターに何人ですか。

梶本事業部地域振興課長 コーディネーターは1名でございます。

川端委員長 コーディネーターは1名、事務員さん。

梶本事業部地域振興課長 が、1名でございます。

川端委員長 そしたら、この280万円というのは、言うたら、2名の方の報酬というふうに考えたらいいんですね。

梶本事業部地域振興課長 報酬につきましては、コーディネーターの報酬費で、288万円を充て

ております。

川端委員長 事務員さんの費用はここには入っていないんですね。

梶本事業部地域振興課長 はい。

川端委員長 そしたら、コーディネーター１人で、１年間２８８万円ということなんですね。

梶本事業部地域振興課長 はい。

川端委員長 この事業については、やっぱりこれは大阪府との２分の１補助ですよ。これはやっぱりずっとやらなければいけない事業なんですか。

梶本事業部地域振興課長 この事業につきましては、これからも継続していったって、就労率を上げていこうというふうに、事業の中では今後も続けていこうというふうに町の方も考えておりますし、大阪府の方も支援して行くということで、今後も事業化をしていくというふうに聞いております。

川端委員長 もしも、町がこの事業は廃止しようということは可能なんですか。していこうというふうには考えているんですよ。もしも、これも廃止しようという場合は、廃止は可能なんですか。それとも廃止はできないんですか。定められているんですか。

松永事業部長 この事業は、大阪府の労働部と大阪府の人権団体の協議の中で、交渉の中で始まった事業でございまして、５年ぐらい前ですかね、始まった事業なんですけど、その中で、一定成果も上がってきているということもありまして、まだ大阪府下の全市町村もやっていると思うんですが、始まってまだ間もない事業で、成果を上げるべく、まだ発展途上にある事業でございまして、今手を引くということは考えられないというふうに思います。大阪府もまだまだこれから推進して、支援していくというふうな方向で進んでおります。

川端委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、もうよろしいですか。

反保副委員長 ７４ページの地域活性化イベント町負担金というこの項目ですけど、ちょっと外れるかわかりませんが、岬町はビーチバレーの町やということで、ビーチバレーの町ということを出たい文句で出てるわけですけど、今までのマリンフェスティバル、これは花火大会は中止ということになっておりますが、ビーチバレーの活性化に伴うビーチバレーの今後の展開はどういった形になっていくんですか。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 ビーチバレーの国際女子大会は中止になっておりますけども、全日本の女子ビーチバレーにつきましては、ことしも８月に開催していくと。また、大阪オープン

につきましても、ことしも、去年と同じように開催していこうというふうに考えております。

反保副委員長 この分、74ページの地域活性化イベント町負担金というのは、こういったイベントを指しているのでしょうか。

川端委員長 答弁お願いします。

梶本事業部地域振興課長 この負担金につきましては、商工会が行う岬マリンにおけるゲーム大会や、あと、淡輪の漁業組合が行いますウナギのつかみどりのほか、ビーチフェスタ実行委員会が行っておりますビーチバレーやビーチサッカー、それにビーチフラッグという競技をしておりますので、そういう事業に負担をしていくというふうな内容でございます。

反保副委員長 地域の活性化、もっともっと岬町になお出していくために、大阪オープンに岬町の役場から出場者をつくって、町の方から。大阪で優勝するような、地元として優勝するような選手なりつくって、岬町を代表として、地元の利で優勝できるというような、そういう派遣は考えてないのでしょうか、町の方から。

川端委員長 答弁お願いします。

松永事業部長 補足とあわせて説明させていただきます。

ジャパンレディースにつきましては、600万ぐらいの運営費がかかっているんですが、昨年は町が100万円出しました。ことしは予算化は40万円の中でさせていただこうというふうに考えております。その中で、バレーボール協会としましては、町の金がなくなり、大阪府の金もなくなりということで、非常に運営が厳しいということで、ことしは開催するけど、来年はわからないという状況になっておりまして、実は松浪健四郎代議士にもお願いして、スポンサーを探していただきたいということで、あっちこち当たっていただいたりいろいろしているんですが、なかなかスポンサーが見当たらないというのが現状でございます。

ことしは、町の40万の中ですが、出せるとしてもしれてるんで、今回は協賛金を花火と同じような形で、福田議員と竹内議員もいらっしゃいますが、商工会にもお願いして、たくさんの寄附を集めて、そこへ充てていこうではないかということで、議員の皆様には寄附をいただけないということでございます。奥様からは大丈夫かと思うんですが、そういうふうな形も含まして、できるだけ資金を集めて、引き続きビーチバレーの町としてやっていきたいというふうに考えております。

このあたりの部分が1点と、それからもう1点は、大阪オープンには、うちの職員組合

が、去年は3チームやったですかね、出まして、焼き肉をしまして、非常に楽しんでいたいて、酒飲んで寝てたやつもいてというような状況で、みんなで出てるという、そういうふうなことで楽しんでおりますんで、そのあたりは。ただ優勝するのはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

反保副委員長 どうもありがとうございます。

中原委員 先ほど、川端委員長の質問に関連して、ちょっと1つだけお聞かせください。

73ページの地域就労支援コーディネーターの事業で、もし聞き逃してたらごめんなさい。コーディネーター1人で490万円という予算を計上しているというお話だったと思うんですけども、就労形態はどのような形態なのか、お教えいただけますでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

梶本事業部地域振興課長 雇用形態は、岬町人権多奈川地区協議会の事務所に月曜から金曜まで詰めて、朝の9時から5時までという雇用形態でお願いをしております。

川端委員長 中原委員、よろしいですか。

これで、商工費についての質疑を終わります。

続いて、土木費に入ります。

予算書75ページから81ページをごらんください。

先に補足資料の説明をお願いします。

家永事業部事業課長 補足資料について説明させていただきます。

委員会資料の19、20ページをごらんください。

予算書の76ページ、8土木費のところ、工事請負費として計上しております土砂採取跡地整備工事の整備予定箇所を示しております。図面を見ていただきまして、右側が北になります。また、図面下側が府道木ノ本岬線及び跡地への進入路となります。

19ページは、平成19年度の水路と多目的広場の整備予定箇所をお示ししております。右下の凡例にも表現しておりますが、図面上、中央の太い実線箇所及び黒く塗りつぶしている親水池、ビオトープにつきましては、平成19年度にかけまして、債務負担工事として、今年度既に発注している水路整備工事の箇所を示しております。新規発注工事としましては、太い破線で表現しておりますが、犬飼池の周囲に、立ち入り防止さくの設置を予定しております。延長約600メートル、高さ2メートル程度のさくでございます。また、斜線部分の多目的広場につきましては、周辺の水路の整備や一部グラウンド舗装を予定し

ております。

同じく、20ページは、平成19年度の道路の整備予定箇所でございます。既に舗装されている府道からの進入路に続きます東西方向の道路、これは約380メートル、それと南北方向の道路、延長約200メートルの整備を予定しております。

続きまして、21ページをごらんください。

予算書の77ページのところで、工事請負費として計上しております町道西畑線道路改良工事の箇所図でございます。施工箇所は、府道岬加太港線から町道西畑線に入りまして、池谷地区手前の通称コ体と呼ばれているところでございます。工事延長は、約70メートルを予定しております。

説明は以上です。

川端委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん、質疑、意見はございませんか。

田島委員 そしたら、予算書の80ページ、都市計画総務費の中で、負担金、補助及び交付金の部分で、住民生活課の部分のところ、路線バス運行補助金4,200万円、この部分について、以前は3,000万の補助金でしたんですけど、これ、補助額がアップしているということで、まず説明を求めます。

今の現状ですね、補助金をせざるを得ない現状、そして、補助金を出しているんですけども、出しっ放しじゃなしに、監査と言えば大げさですけども、一応事務的、書類的にも監査に準じたチェックとか、そういうような部分をやっておられるのか。やっておられたら、相手方の会社の経営状態とか、そういうようなものをきっちりチェック、把握されているのか。その部分について、まずこの2点を説明していただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

岡本住民部副理事兼住民生活課長 第1点目の補助金1,200万円を増した理由ということで聞かれている分でございますが、これに関しまして、路線バス事業に関しまして、過去5年間、この実績を見ていたところ、赤字があったと。その時点の考え方としては、まず支線、その他乗客数とのバランスがとれていなかった。運行費等もバランスがとれていなかったとのことで、これを昨年の9月議会に提案させてもらいまして、1,200万円の増額等を認めていただき、それにおいて、今回4,200万ということで当初予算に計上しております。

2点目につきましては、監査はどうかということでございますが、相手方から毎年経理

報告書、損益計算書等をいただき、またそれと同時に、毎月、乗客数、利用者数、それに伴った経費等をいただいております。ちなみに、今年度に関しまして、決算上で見ますと、17年と比較いたしまして、乗客数に関しましては約1万8,000人余りがふえるであろうという見込みが、現時点では出ております。

それと、もう1点、増額の段階におきまして、企業努力等もやってもらいたいと話をして、その中でも広告収入等も入れて募集をして、バス等にも広告募集をしてもらいたいという話もしまして、今現在、広告収入につきましても、今、数社より、バスに関しての広告等も話がありまして、それを今後鋭意岬町とバス運行事業者とで協力して、広告収入等その他収入をふやしていき、利用を促進していきたいと。できれば、町の補助金の削減も努めていきたいと考えております。

以上でございます。

田島委員 まず、実績ですね、支線がふえた。運行費、支線がふえたのと、運行費の部分は、かなりウエートを占めていると思うんですけども。1,200万上積みするちゅうんは、本当に大変なことと思うんですわ。一般財源でやっているでしょう。事務的なチェック、経理報告書とか、月報、毎月の乗客の部分とかやっていただいて、そして企業努力してくれとか、広報募集云々言うてるんですけども、支線がふえたら、当然会社も負担ふえるということですね。ですから、どこまで、これから先、支線をふやしていって、タコの足みたいにし線だらけにしまうんか、大体いいところで線引きもせないかんしちゅうことですけども。ただ、今、岡本さんに答えていただいた経理報告とか、そんなん見たら、本当にどなたが報告して、どなたが確認して、どなたが成果確認をしたんか、それが今見えてこないんですわな。

100円という形でやってるけども、本当に企業努力してもらって、本当にこれじゃあ大変というならば、100円でやれば大変ですわな。そこで会社もちょっと考えてほしいのは、淡輪の海風館から乗って、小島住吉まで100円ですわ。これも、ひとつちょっとおかしな話でね、オークワ駅前から乗って深日小学校までも100円と。どうも補助出ずに当たっては何か矛盾が感じてるなと思うんですわ。会社の経理報告から見たら、本当にしんどいんかしどないんか、僕らにはわからんわけですから。岡本さんわかってると思う、見て。この会社、ほんまに汗かいてくれてるんかと。次言うたら、またもう1個乗せてくれるんちゃうんかなと、そういう考え、僕ら人間悪いからね、そうとらまえるわけですわ。どうもしんどいからしんどいから、補助くれ、補助くれいうて、あんたところはほんまに努

力してはるのかということですね。

広告いうたって、あれ何台走っているんか知らんやろうけども、1台で年間何ぼで、広告でペイできるかいうと、到底無理な話ですね。そんな企業努力申し込むなら、やっぱり運賃体系も見直してくれと。何も高齢者いじめるわけにいかんけど、高齢者については現状やと。しかし、その方については、料金、区間地点を決めて、ここからここまで来たら50円アップですよとか、そういうこと、企業努力申し込んだか申し込んでないんかわかりませんよ。それも1つしていただきたいなと思いますので。

実際、向こうの会社の言いなりになってるとちがうかなと。ただ、経理報告書見て、あと裏づけなり、確認したんですか。その点、一遍答弁してください。

白井住民部長 まず、昨年の議会の中でも、5年間、1つの契約期間が終わりましたので、その間の経理の財政収支状況をご報告させていただきました。そのときにも、当初から赤字を抱えた形の運行という形で、平成13年度は2,400万、15年度で1,800万、17年度で1,700万程度の赤字があると。これは会社から出てまいりました分を精査した内容でございます。しかし、そうしたこの赤字額をすべて町の方で補助すべきかと、これにつきましては大議論ございまして、最終的に、町も努力しますけど、企業者の方も努力していただきたいという形で、最終的に赤字額の1,200万相当分について、町の方で補助する。残りについては企業努力をお願いしたいということでございます。

今後、そうしたら4,200万の補助金について、今後5年間の協定結んだわけなんですけれども、その間にも、やはりいろいろ経営努力をしていって、そしていろいろ事業を見直した上で、最終的に補助金の減額もする必要があるんじゃないかということで、今ご提案いただきました支線の見直しとあったわけなんですけど、支線の見直しにつきましても、現在約1,100万ほどかかってございます。しかし、この分を今現在運行しているわけなんですけども、赤バスの一番運行する上での問題点といいますのは、交通手段を持たない方の足の確保という問題ありまして、特に支線を運行しているところについては、特にそういう代替輸送機関がないという問題もありまして、それは最少必要限度として残す必要があるんじゃないかということがございますので、そしたら、引き続きこの会社をお願いしていくのか、それとも新たな、今、テレビなんかでよくやっております乗り合いタクシー方式とか、いろんな方法もございます。いろんな方法も検討する必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

また、もう1点ご提案いただきました、バスの料金の件なんですけども、現在、100

円という均一料金になってございますけれども、それを距離に応じて運賃を上げていくのか、それとも乗客の運賃の負担能力に応じて上げていくのか。例えば子供とかは100円にして、それ以外の大人の方については200円にするとか、いろんな方法があると思います。それらにつきましても、今後値上げすることによります乗客の減少の見込みを立てらなありません。そしてまた、設備投資も必要でございますので、それらのところもあわせた上で、最終的に検討してまいりたいなと考えてございます。

そういう形で、いろんな方法について検討を加えて、また広告収入について、今現在、会社と交渉しているところでございます。そういう形で補助金の増加または削減を図ってまいりたいと考えているところでございます。

あと、補助金交付の基礎となります、会社から補助金の申請が出てまいります。これにつきましては、岬町の補助金の交付規則がございまして、それに沿った形で出てまいりました書類については、こちらの方、担当課の方でチェックいたしまして、そして最終的に問題はないという形での補助金を支出する事務取扱を行っております。

以上でございます。

田島委員 何も赤バスの会社に文句言うてるんじゃないんですけども。もともと住民さんのため思ってやった事業ですけども、本来、これは南海電鉄のバスが撤退してしまったと。それが1つの要因ですけども。南海さんの場合は、基本路線1個だけでしたね、あのときは。今回はかなり住民サービスに走ってるんですけども。これはいたし方ないんですけども。チェックもしてくれて、いろいろ言うてくれてるんですけども。

1つ、他社の場合は、うちの委託しているその会社の経営運行状態やったら、私とこやったら、この程度やと。何社かそれ当たったことあると思うんやけども、それもひとつ今後の参考にしてもらって、やっぱり調査するなり、検討するなり、そのほか資料化して、これについてはこうですよちゅうなぐあいに資料化を持つていて、今度、補助金値上げいうたら、こう言わないかんと思うんですな。1社のみでこういうことをするのは、僕はどうも危険やと思いますので、他社の方も、一遍調査するなり、そういう方法もありますので、経理報告書を見たときには、他社の場合はこういうケースでもいけるんですよぐらい言わんと、1社のみで、こういうことしてもらったら、一般財源ですのでね、ひとつ部長言うたとおり、料金も上げる方法も強力的に言ってくださいと。でないと、今回は僕は反対しませんよ。そやから、そういう努力をしてくださいちゅうことを企業努力は絶対してもらいたいということをお願いしときます。

結構です。

川端委員長 田島委員、よろしいですか。

そしたら、他の委員の皆さん、もうよろしいですか。

中原委員 77ページの道路維持費の13委託料のところで、町道草刈委託料とありますけれども、これについても範囲をお示しいただきたいと思います。

川端委員長 1点でよろしいですか。答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 この委託料の範囲につきましては、町道西畑線、町道上孝子逢帰線、町道淡輪13区畑線、それぞれ対象となっております。それぞれ施工範囲につきましては、西畑線につきましては、約6キロの道の両側ですね、1メートル50センチの範囲で刈る予定としております。また、上孝子逢帰線につきましては、同じく延長で1キロメートル、幅が2メートルでございます。また、淡輪13区畑線は、延長で1.3キロメートル、幅で1.5メートルでございます。

以上でございます。

中原委員 済みません。委託料の計算の仕方がよくわからなくて、どういうふうにして、この金額を出してこられているのか。先ほども商工のところだったか、草刈りのことでお聞きしたと思うんですけど、ほかのところでも草刈りの項目、幾つもあるんですけども、どこでも同じ積算の仕方をされているのかわからないんですけども、そのあたりと、どういうふうにしてこの金額を出してこられるのか、お示してください。

川端委員長 答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 委託料につきましては、我々は土木の方で草刈りの単価を歩掛として持っております。それは平方メートル当たりの単価で出しますので、その単価掛けるそれぞれの草を刈る面積を掛けまして、工事費として出しております。

以上でございます。

中原委員 平米の単価をお示してください。

家永事業部事業課長 平方メートルの単価につきましては、今ちょっと手持ちで持っておらないんですけども、200円か、何百円という単位でございます。ただし、積算上はそういう形になるんでございますが、今年度、予算の方のかげんもありまして、その出た数字の半分ぐらいの予算ということになっております。

以上でございます。

中原委員 済みません。ちょっと聞こえにくかったの。正確な資料ないということだったんです

けれども、200円か、600円とおっしゃいましたか、今。

家永事業部事業課長 いや、100円か200円。

川端委員長 中原委員、もうよろしいですか。

中原委員 はい、結構です。

奥野委員 先ほどの田島委員の関連で、もう1点、赤バスについてご質問したいと思います。

先ほどもいろいろと質問もございましたけれども、1,200万の補助を追加して、4,200万という今回も補助金になってますけれども、向こうの見積もりでは500万か600万の企業努力をしてるというお話でございます。それと、広告収入も広告募集という文字も、1,200万追加したときに横に掲示もありましたけど、まだ1社も出ていない。

それと、今回、時々この3階のベランダから下見たら、赤バスが入ってくるときなんかもありますけれども、もともと真っ赤だったバスが、かなり最近は色がくすんでまいって、天井あたりがかなりピンクを通り越したような色になってます。ですから、そういう塗装もしていないというか、その辺が企業努力とは言いがたいと思うんですけれども。本当にこれは住民さんにとっては大事な足なので、継続はしていただきたいんですけれども、本当にどこまでの企業努力をされているのか、まだまだこれがゆとりがあって、本当に努力をしないでも十分運行ができる金額になっているんじゃないかという疑わざるを得ないように思われるわけですから、もう一度、その辺いかがでございますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

白井住民部長 経費につきましては、毎年2,400万から1,700万ぐらいとか赤字出てるわけなんですけども。その中でどういう形で経費を会社が圧縮しているのかということなんですけども、ご指摘ございましたとおり、バスにつきましては耐用年数を過ぎたバスを運行している状況でございます。本来、新車を買いかえることによって運行すべきところなんですけども、耐用年数を過ぎたバスによりまして、自社の整備工場でメンテナンスを完璧に行いまして、それで安全運転を行っている状況で、そういう形の経費を圧縮している。そしてまた、運転手さんの賃金につきましても時間給という形でお支払いしているという状況で、1人当たりの単価見てまいりますと、相当圧縮した形、相当低い額の賃金によりまして、運転手さんが業務に当たっていると、そういうような形で、できる限り、会社としても経営努力をしているところが見えるのかなと考えてございます。これは会社の方から出てまいります書類から確認したところでございます。

それ以外にも、今、話出ました広告収入等につきましても、今現在募集して、何社から

も問い合わせあるわけなんですけども、なかなか結果に結びつかない状況でございます。
これにつきましては、私らの方も会社と共同歩調をとって、できるだけ広告収入を早期に、
そして大きな額を確保したいということで、私らも営業努力してまいりたいと考えてい
るところでございます。

以上です。

奥野委員 ありがとうございます。内部ではいろいろと努力をいただいているようでございますが、
表に見えてこないのが、あえて質問させていただきましたけど。町内業者でも結構やはり
バスの広告を、和歌山あたりの南海さんのバスあたりでは結構張ってると思うんですけれ
ども、それと同じように、やはり町内の業者でもかなりお願いというか、営業に行かれた
らあると思うんですよね。それがなぜかなとずっと思ってながら、その辺をもう少し強く
お願いしといていただきたいと思います。

以上です。

川端委員長 そしたら、これで質疑を終了してよろしいですか。

田島委員 そしたら、予算書 81 ページの住宅管理総務費、この中で委託料と、そして工事請負費、
この 2 点について確認したいと思います。

まず、委託料の部分についてお聞きしたいんは、公営住宅に現在何名の方が入居されて
いるんか、入居率をまず教えてほしいんと、そして浴場の運営委託料の部分についても、
入湯率、何名の方がこのお風呂を利用されているんか、この部分について、まずご説明と、
それで、最後の工事請負費、公営住宅改修工事、これはどのような部分の改修工事か。

以上、お願いしたいと思います。

川端委員長 答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 入居率につきましては、現在、管理戸数 208 戸に対しまして 143 戸。緑
ヶ丘につきましては 208 戸の管理戸数に対しまして、現在は 143 戸の入居がございま
す。これについては、率につきましては。

田島委員 率はええわ。

家永事業部事業課長 約 69% の入居率でございます。

田島委員 入湯率。

家永事業部事業課長 入湯率につきましては、今年の・・・。

田島委員 トータルの入湯料、料金、合算わかったらええ。無料とちゃうやろ。

家永事業部事業課長 はい、無料じゃないです。入浴料収入としましては 780 万円ほどを計上し

ております。これについては、細かい人数は。

田島委員 結構、人数はかまへん。収益。そして、公営住宅の改修工事、どのような改修工事か。

家永事業部事業課長 浴場の収益につきましては、必要な人件費、浴場を運営する必要な人件費、また保険料、あと光熱水費、それから諸経費、これらの合算から入浴料収入、これを差し引いたものを委託料として計上させていただいております。

それから、公営住宅の改修工事でございますが、空き家改修工事につきましては、緑ヶ丘町営住宅の方で3戸を予定しております。それから、改良住宅の方では1件を予定しております。改修の中身につきましては、基本的には、建具、たたみの張りかえ、クロスの張りかえ、天井の張りかえ、このようなところで特にひどい部分につきまして改修を行っております。

以上でございます。

田島委員 208分の143、入居率としたらいい方と違うわな。空き部屋待ちみたいな感じ。あいているちゅうことやな。なぜこれあいてるか言うたら、僕なりに言うたら、居住感が悪いわな。住んでるんが悪いんで、来んと思うわ。なぜかいうたら、ふろがないと。近くには公衆浴場あるけども。この前の予算でも、改修工事費も、まだ他にもがあった、毎回毎回上がっているわけやね。それやったら、1カ所に全室入るような棟にしといて、あとは逐次、将来的に入居するために手だてはするけども、そういう方法にするか、もしくはあいたのを思い切って壁をぶち抜いて、広いスペースで、そして居住のいいようにして、そしてお風呂も自前で設備してもらおうと。となれば入居率が上がると思うんです。そしたら、入湯の運営委託料も浮いてくるし、いろいろ浮いてくると思いますわな。

そやから、いま一度思い切ったそういう公営住宅の改革をせないかんと思うんですな。何も緑だけじゃないですよ。淡輪にもありますし、淡輪のそれも知ってますから、その部分についても、これからもそういう整理して行って、そして、使用料が若干アップしても、絶対入ってくれると思うんですわ。ああいう静かないいとこやから、環境の。今のスペースじゃなしに、2部屋を1つにしたり、そういう快適な生活、居住空間をこしらえたら、大分財政的にも委託料とか、そんなもんなくなると思うんやけども、町長どうですか。この案について。

石田町長 委員のご指摘、非常にありがたいと思っておりますが、ただ、現実としましては、淡輪の住宅につきましては、退去された後は撤去という形で方針に出ておりますし、緑ヶ丘の分につきましては、これはあくまでも低所得者のための住宅という形でございまして、改

装費を出して、そしてそこに入っていいただいたらペイできるという問題でもない。それと、そもそも建物自身が非常に老朽化しておりますので、その二戸ーに直してスペースを広げるとかいう改修をしても、なかなか根本的に耐え得るものではないというところで、ただこのまま放置しておいても、どんどんどんどん経費がかかるというのは承知しておりますので、その辺は、今委員がおっしゃったような大きな転換という形を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

田島委員 結構です。ひとつ頑張っていきたいと思います。

中原委員 済みません。ちょっと範囲を間違えておりましたので、まだ質問させてもらってよろしいですか。

川端委員長 この範囲でね。

中原委員 先ほどの公営住宅の質問がありましたけれども、私も同じところですけども、委託料のところ、項目がざっと並んでいるわけですが、一番初めの公営住宅というところ、公営住宅家賃徴収委託料という、この公営住宅というのは、町内に6カ所やったか、散らばっているののすべてを指しておられるのかというのが1点です。

家賃の徴収の業務をしてもらう人を配置しているということでよろしいでしょうか。その点ひとつお願いします。

それから、ここでも草刈りの委託料とあるんですけども、これも箇所と範囲をお示しいただきたいと思います。

それから、先ほど積算の仕方をお示しくださいましたけれども、ここでも同じ積算の仕方をされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、その下の緑ヶ団地浴場運営委託料、先ほどのお答えの中に重なっている部分もあるかなと思いますけれども、具体的にどんな業務をされているのかとか、人件費が主なのかなとか思ったりして、委託料の内訳について、ちょっと教えていただきたいなと思います。

それから、その下の設計業務委託料、この設計は何の設計かなと思って。下の公営住宅の改修の設計かなと思ったんですけど、そこもお答えください。

それから、その下の公営住宅の後、よう読まんですけど、「各棟会所（かくとうかいしょ）」と読むんでしょうか、何て読むんか、集会所みたいなものことなんでしょうかね。これが正確な名称で、その辺もお答えの中で言うていただいたら結構ですけども。

川端委員長 中原委員、今の5つですか。

中原委員 まだ、ちょっと済みません。清掃委託料というのが出ているんですけども、この会所というやつは、ほかの地区で言いますと、自治区の集会所みたいな位置づけとはまた違う。

(「溝のこと」「雨水の柵」の声あり)

中原委員 溝か。わかりました。雨水柵か。これはお答えいただかなくても。

その下の緑ヶ団地夏期清掃委託料とあるんですけども、これは夏期というふうに限定されてるんですが、特別な清掃をされているのか、どういう清掃に対する委託料なのか、だれに払っているのかなということ。それだけお答えいただけますか。

川端委員長 そしたら、中原委員、5つね。よろしくお願いします。

家永事業部事業課長 公営住宅の家賃徴収委託料につきましては、緑ヶ丘住宅及び多奈川の小田平、平野北住宅で徴収委託を行っております。

それと、徴収委託につきましては、緑ヶ丘住宅につきましては、部落解放同盟大阪府連合会多奈川支部及び小田平住宅、平野北住宅につきましては、岬町人権多奈川地域協議会の方をお願いしております。

それから、草刈りの委託料でございますが、この草刈りの委託料につきましては、町営住宅内の除草業務としまして、多奈川、小田平、平野北住宅ののり面及び浄化槽の用地等につきまして、草刈りを委託しております。小田平住宅の用地ののり面としましては、おおよそ1,700平方メートルでございます。また、平野北住宅内の浄化槽用地につきましては2カ所ございまして、これは約400平方メートルぐらいをお願いしております。

積算につきましては、同じような形をとっております。

また、次の緑ヶ丘団地浴場運営委託料でございますが、これにつきましては、業務の方でございますが、業務としましては、浴場のボイラーの運転及び浴場及び周辺の清掃、それから主となる浴場運営の庶務等でございます。

設計業務委託料につきましては、空き家改修工事、これに関する設計業務委託料でございます。

それと、緑ヶ丘団地夏期清掃委託料、これにつきましては緑ヶ丘団地の方の公共スペースの清掃委託ということで、主に夏場、草刈り等を委託しているものでございます。

以上でございます。

中原委員 今のお答えの中で、公営住宅の家賃の徴収の委託、緑と多奈川の小田平の住宅を徴収委託しているということで、特に緑の方は部落解放同盟という組織の名前が出てきましたけ

れども、テレビや新聞報道なんかでも問題になっておる団体ですので、そういうところへ、確たる証拠がなければ何も言えないところではありますけれども、業務を委託するということは、公の責任を持つ行政としてどうなのかなというのは少し疑問に感じておるところであります。ほかの委託についても、委託している団体名をすべてお答えいただけますでしょうか。

川端委員長 答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 草刈りの委託料でございますが、小田平住宅用地及び平野北住宅地内につきましては、大阪府の森林組合さんの方に今年度はお願いしております。

それから、緑ヶ丘団地浴場運営委託料の方につきましては、有限会社環美興産の方に委託をお願いしております。

それから、設計業務委託料、これにつきましては、今年度は泉南地域の設計事務所でございますが、ちょっと名前の方、覚えておりませんが、これは随意契約ということで、泉南地域の設計事務所の方に委託をお願いしております。

それと、緑ヶ丘団地夏期清掃委託料、これにつきましては、有限会社岬環美興産の方に今年度はお願いしております。

以上でございます。

中原委員 夏期の清掃委託料の業務の中身については、夏場の草刈りやというふうにおっしゃったんですけれども。どうなんかな、ちょっと私もよくわからないんですけれども。自分とこの、例えば自治会とか、自分の近所の草刈りなんかは、6月にみんなで清掃する日があったりとかして、それぞれでボランティアでやるというふうになっていると思うんですけども、ここではそういう形ではなくて、委託をしていると。そういう必要性があるのかな。あそこも、この夏場の草刈りと違う時期に、ここの住宅の方が周辺の清掃をされているというのは知ってるので、それとは別に、何か特別な位置づけがあって、こういう委託料が発生しているのか、何か特別な清掃というか、そういうものがあるのか、ちょっとそのあたりご説明いただけますか。

川端委員長 答弁をお願いします。

家永事業部事業課長 緑ヶ丘住宅の夏期清掃委託料につきましては、緑ヶ丘団地全体が町が維持管理していく責務がございます。この住宅につきましては、公共用地としましては、のり面等かなり広くございます。また、お住まいになられている方も、結構、最近では高齢になっておられますので、自分たちの手でというのも若干難しい部分もあるかと思います。そ

のようなことから、公共用地の清掃として、町の方が委託しておるところでございます。

中原委員 のり面がかなり広いというお話ありましたが、そしたら、ふだんお住まいになっている方ができないような業務を特段依頼しているということでしょうか。

家永事業部事業課長 そうでございます。例えばですね、一番北側の建物になるんですけども、見えるかと思うんですが、グラウンドの手前にある部分ですけども、その辺ののり面とか、擁壁が高くて、結構危ないような場所でございます。また、緑ヶ丘保育所とも隣接しております、その部分ののり面もかなり夏は草が生い茂るわけでございますが、そのような条件的に少し悪い部分がございますので、そのようなところについては専門の方に委託しているところでございます。

以上でございます。

中原委員 今ご説明の中で、8号棟近くののり面というのが、ちょっとどこのことかなと思って考えているんですけど、コンクリートで打ってあるところのことに当たりますか。

(発言する者)

中原委員 ありがとうございます。今、場所、具体的にお聞かせいただきましたけれども、あそこは草刈りが必要な場所でしょうか。草がようけ生えてきまっかというのがちょっと。

(「もともと山や」の声あり)

中原委員 ブロックのそこじゃないんですか。

川端委員長 中原委員、答えてもらいましょうか。

中原委員 教えてください。

家永事業部事業課長 ブロックが建物が建っている地盤までは上がっておりません。建物が建つ盤でございますね。高さ、地盤、それと前の道路とに高低差がございます。かなりございます。何メートルかいうのはわからないんですけども。その高低差を解消するために、ブロックの擁壁があるわけでございますが、そのブロックの擁壁は、全部宅地の高さまで上がっておりません。途中でとまってます。このため、その擁壁から建物が建つ地盤の高さまで、のり面、のり、斜めの地盤、斜面ということで、土なりで仕上がっております。そういったところに草等が生えますので、そういうことでございます。また、基本的には、やっぱり夏場に草が多いと不衛生になりますので、衛生的で良好な住環境、これの維持に努めるために委託しておるところでございます。

以上です。

中原委員 1つ資料を後で、きょうでなくてもいいのでお願いしたいと思うんですけども。どこ

からどこまでという範囲がわかるように、図面とかでお示しいただけたらと思うんです。

どこからというのがきっちりわかるように。

家永事業部事業課長 また示させていただきます。

中原委員 そしたら、私も現地見に行ってもよくわかりますので。それを1つ要望しておきたいのと、あとは住んでいる方が高齢になってきてるというお話でしたけれども、それは岬町内全域にわたるという部分もあると思うんですよね。ですので、今の答弁をお聞きしてても、ほかの地域、淡輪とか、深日とか、ほかの地域はこういう格好で、そしたら夏場にどっかの人が清掃に来てくれるのかいうたら、自分らの地域には来えへんわけで、その辺について疑問を感じるころではありますが、ここでは結構です。

あと、私が、今、項目上げたところについては、委託先すべておっしゃっていただきましたけれども、そのほかの委託先とかもお聞きしたいので、それもあわせて資料で後で、後日で結構ですので、いただくようにお願いします。

以上です。

家永事業部事業課長 はい、わかりました。

川端委員長 そしたら、以上で一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

奥野委員は、賛成ですか、反対ですか。

奥野委員 賛成です。

川端委員長 反対はないですね。反対討論から。

中原委員 いろいろお聞かせいただきましたけれども、昨年の議会の中で上がってきているいろんな条例の改定なんかもすべて反映されておまして、固定資産税とか、ごみの有料化の問題、また乳幼児の医療費の対象の一歳の縮小というような形ですとか、とても住民生活を応援するような予算とはなっていないというふうに考えますので、評価できる点もあると考えておりますけれども、反対いたします。

以上です。

川端委員長 次、賛成討論。

田島委員 19年度当初予算の部分については、まず全体に賛成ですけども、次の条例改正の部分に入って、どうも審議するに当たって、これまだはっきりしませんので、乳幼児の部分については予算には賛同できないわけですね。そして、観光費の部分について、過日、本会議場で、工事請負の整備工事の中で、私は賛成しておりませんので、この予算の部分につ

いては反対という意見です。部分的に反対です。全体には賛成ですけども、誤解のないように、この2点については、一応賛同しかねますけども、他の審議については賛成です。

川端委員長 次、反対討論はないですね。

(「なし」の声あり)

川端委員長 次、賛成討論。

奥野委員 私もおおむね賛成でございます。ただ1点、後ほどの条例改正の中にもあります乳幼児の医療助成費の件について、後ほどの条例改正の中でも審議してまいりたいと思います。

以上です。

和田(博)議長 運営上でね、例えば、先ほども話ありましたように、条例が先か、予算が先かという話がありました。これについては、助役の方から予算が先だという話ありましたけども、よその議会の中には、予算と伴う条例については一緒にやるというところもあるんですよ。我が町の場合は、慣例で予算が先にやってきております。それで、予算の後、その予算の中の基盤となる条例が後で決まってくるということについては、それは、この私どもの中のやり方の中でありますから、それに対しては、後で議論しますということについては、これはオーケーだというふうに思います、その案件が後にあるから。案件が後でない分についての話になったら、これはペケですけどね。それは後の案件については、それについてはそこで議論しますと、こういう話でありますから、それについては、それで結構だというふうに思います。そういうことで調べていただいたら結構だと思います。

以上です。これは運営上の問題なんでね。

(「違法な行為でこんな審議したらいかんから、一応休憩してください」の声あり)

川端委員長 討論の途中ですけども、暫時休憩したいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

川端委員長 暫時休憩します。

(午後3時47分 休憩)

(午後4時15分 再開)

川端委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

先ほど一般会計歳出についての質疑を終了し、討論の途中でございました。

中原委員からは反対討論がございまして、また、田島委員から賛成討論がありました。

奥野委員からも賛成討論がございましたけども、その途中で休憩に入ったんですけども、

田島委員から、もう一度討論されたいという要望がありましたので。

田島委員、賛成討論ですか。よろしくお願いします。

田島委員 賛成討論はしたいので、先ほど賛成討論で自分の意見を述べさせていただいたんですけども、休憩を挟んで協議の中、どうも運営上、スタイル的にちょっとおかしいのではないかと、一応、19年度の予算については、私は当然賛成の立場ですけども。後に審議尽くすべく条例改正について、大変難しい問題がございますので、一応賛成といたして、そして、条例の改正の部分については意見を述べたいと、かように思いますので、当初予算については賛成ということで賛成討論としておきます。

以上。

川端委員長 田島委員の賛成討論が終わりました。

続きまして、順番で行きますと、反対討論になるんですけども、反対討論はございません。

次、賛成討論の方。

奥野委員 私も、平成19年度一般会計予算の件については、おおむね賛成でございます。ただし、先ほど田島委員も言われたんですけど、後ほどの岬町乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について、後ほどの条例改正の中で審議させていただきたいと思いますので、その部分については後ほど審議するというところで、一般会計はおおむね賛成ということでさせていただきます。

川端委員長 奥野委員の賛成討論が終わりました。

続いて、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

川端委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第7号「平成19年度岬町一般会計予算の件」のうち、事業民生委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

川端委員長 挙手多数であります。よって、議案第7号のうち、事業民生委員会に付託された案件は、本委員会において可決されました。

(「委員長、運営上」の声あり)

田島委員 まだまだ大事な慎重審議のもの残ってますので、時間も時間ですので、予備日をとって

ますので、予備の日を活用していただいて、後の部分については後日慎重審議したいんですけど、いかがなもんですか、聞いてください。

川端委員長 ただいま田島委員より、きょうの会議はこの程度にとどめて、延会したいとの発言がございました。委員の皆さん、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

和田（勝）委員 それで私はいいと思うんですけどね。ちょっと課の方でいつするか決めんとあかんとするんやけど、予備日。

川端委員長 予備日は、一応予定表では１２日の月曜日になっているんですけど。

和田（勝）委員 １２日、ぐあい悪い言う人あったと思うんやけどね。理事者の方で一遍ちょっとそれ確かめて。

川端委員長 理事者はいいんですけど。和田委員は、理事者にご配慮。

そしたら、異議なしと認め、本日はこれにて延会することに決しました。

次は、３月１２日の月曜日、午前１０時から会議を開きますので、どうか皆さん、よろしく願いいたします。

ご苦労さまでございました。

（午後４時２０分 延会）

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年3月8日

岬町議会

委 員 長 川 端 啓 子